

ふくい環境

-資料編-

令和5年度版

(令和4年度調査報告)



福井市

目次

第1部 環境行政全般

1 環境行政組織図.....	1
2 事務分掌.....	2
3 これまでの歩み.....	3

第2部 大気関係資料

1 環境基準等.....	8
2 測定体制.....	9
3 測定結果.....	10
4 大気汚染防止法等に基づく特定施設届出状況.....	16

第3部 水質関係資料

1 公共用水域に係る環境基準等.....	17
2 公共用水域調査地点.....	20
3 公共用水域の水質調査結果.....	21
4 地下水に係る環境基準等.....	33
5 地下水調査結果.....	34
6 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況.....	35

第4部 地盤沈下・土壌関係資料

1 地盤沈下の観測体制.....	36
2 観測結果.....	37
3 土壌汚染に係る環境基準等.....	44
4 土壌汚染対策法に基づく区域指定.....	46

第5部 騒音・振動関係資料

1 環境基準等.....	47
2 騒音測定結果.....	49
3 騒音・振動規制法に基づく特定施設届出状況.....	50

第6部 悪臭・その他関係資料

1 悪臭に係る規制基準.....	52
2 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況.....	53

第7部 ダイオキシン類関係資料

1 ダイオキシン類に係る環境基準.....	54
2 測定結果.....	54
3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況.....	56

第8部 公害苦情関係資料

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 公害苦情の種類別発生件数の推移..... | 57 |
| 2 公害苦情の種類別・発生源別苦情件数..... | 58 |

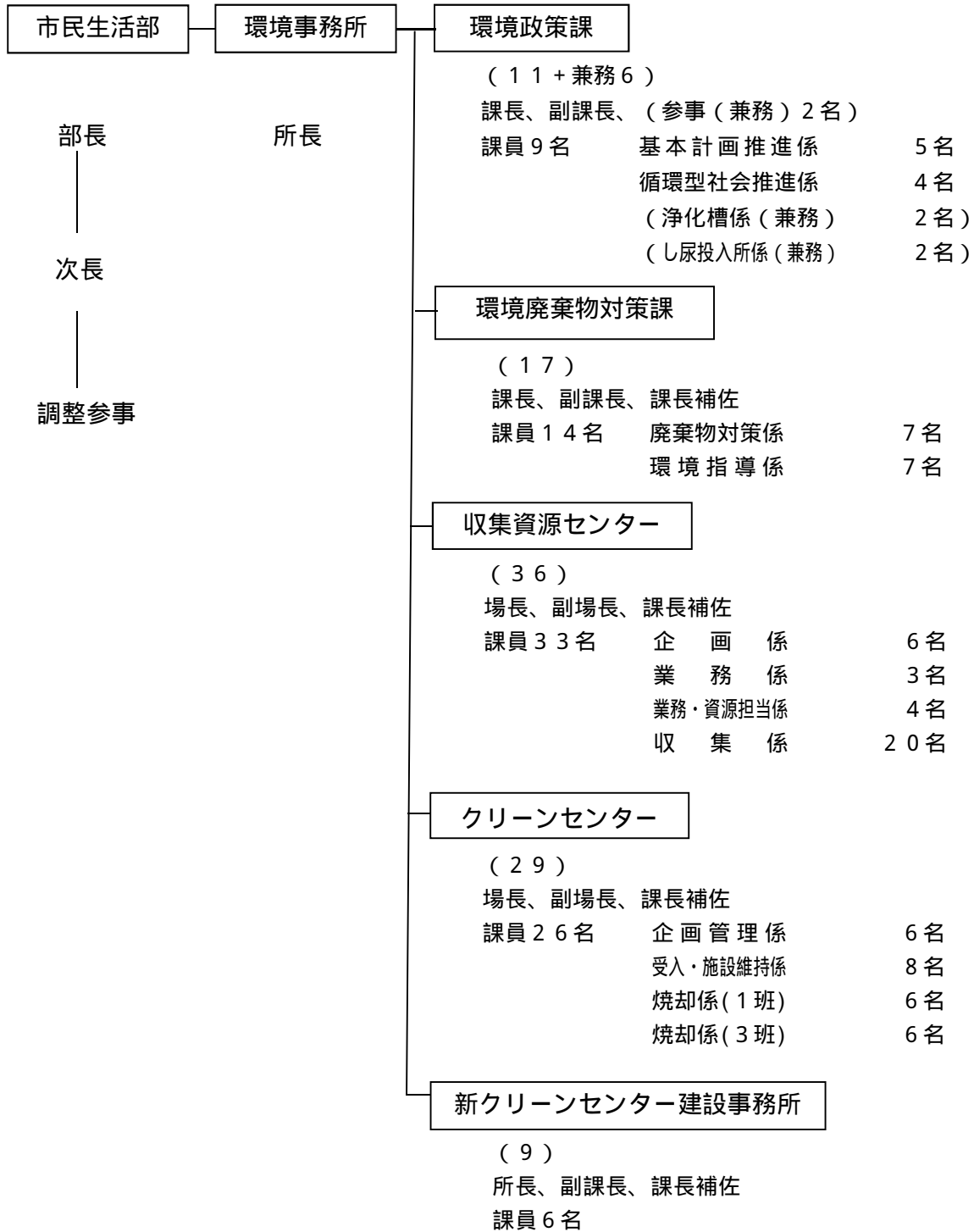
第9部 産業廃棄物関係資料

- | | |
|------------------------|----|
| 1 産業廃棄物処理業許可件数..... | 59 |
| 2 産業廃棄物処理施設設置許可件数..... | 59 |
| 3 不適正事案対応件数..... | 59 |

第 1 部 環境行政全般

1 環境行政組織図

令和 4 年 4 月 1 日現在



2 事務分掌

環境政策課

- (1) 環境に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保護活動の促進に関すること。
- (5) 環境教育・環境学習の推進に関すること。
- (6) 環境保全活動を推進する団体等との連携に関すること。
- (7) 循環型社会の推進に関すること。
- (8) 3R(スリーアール)推進の啓発に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)に関すること。
- (10) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合(清掃事業に関することに限る。)及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
- (11) 地域の清掃保持に関すること。
- (12) 特定地域生活排水処理施設に関すること。
- (13) 浄化槽の普及及び維持管理の支援に関すること。
- (14) し尿投入所に関すること。

環境廃棄物対策課

- (1) 環境保全及び公害防止に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
- (3) 公害防止協定に関すること。
- (4) 公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (6) 一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
- (7) 産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
- (8) 産業廃棄物の減量の推進及び適正処理に関すること。

収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
- (3) 資源ごみに関すること。
- (4) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。

クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。

(7) 地元協定に係る公害防止に関すること。

新クリーンセンター建設事務所

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の整備に係る地域の環境整備に関すること。

3 これまでの歩み

年月日	環境行政	清掃行政
昭和 12.10.		・上北野塵芥焼却場竣工
19. 4		・「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」を施行
28. 4		・「福井市塵芥処理条例」を施行
29.11		・「福井市清掃条例」、「同施行規則」を施行
34. 9		・機構改革により厚生部衛生課となる
36.10		・南江守センター竣工
37.11		・総機構改革により衛生課から分離され、清掃課となる
38. 4		・福井市清掃条例の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始
10		・環境衛生課と改称
43. 4		・福井市清掃条例の改正により、全収集地区において、袋入れステーション方式による週1回定曜日収集の実施 同時に一般家庭のごみ収集手数料全廃 粗大ごみの有料化
11		・清掃事務所と改称
44. 4	・総務部総務課内に公害係を新設 ・「福井市公害対策に関する規程」を施行	
9	・騒音規制法に基づく指定地域となる	
45.10	・総務部公害交通課となる ・二酸化鉛法による硫酸化物測定を開始	
12	・大気汚染自動測定記録装置による測定を開始	
46. 9	・総務部公害課となる	
47. 3		・東山清掃センター竣工
47. 4	・「福井市公害対策審議会設置条例」を施行	
5	・「福井市公害モニター設置要綱」を施行	
6	・交通騒音測定を開始	
10	・「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会議設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」を施行 ・環境騒音実態調査を開始	・機構改革により、清掃事務所が「業務課」、「南江守センター」、「東山センター」の1課2場となる
48.12	・降下ばいじん測定を開始	
49.10	・機構改革により、生活環境部環境保全課となる	・機構改革により、生活環境部業務課となる
50. 3	・福井市公害モニター制度を廃止(4月1日より市政モニター制度発足)	
11	・公害分析室が完成(昭和55年3月31日拡張)	

年月日		環境行政	清掃行政
昭和	51. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境保全基本条例」を施行 ・地盤沈下観測所を設置、測定を開始 	
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水揚水量等実態調査を開始 	
	52. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市公害防止条例」を施行 (一部 9 月 30 日施行) ・河川の水質定期調査を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市あき地等の清潔保持に関する条例」を施行
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市公害防止条例施行規則」を施行 	
	53. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境監視テレメータシステムが完成 (4 月 1 日測定開始) 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・海域の水質定期調査を開始 	
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・水準測量による地盤変動の調査を開始 	
	57. 8.		<ul style="list-style-type: none"> ・直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始
	57.11	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市地下水の採取に関する要綱」を施行 	
	59.12	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下監視システムが完成 (昭和 60 年 2 月 1 日測定開始) 	
平成	3. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・東山センター廃止 ・クリーンセンター稼働
	4. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言 	
	6. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・境浄化センターし尿投入所稼働
	6.10	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、市民生活部環境事務所環境対策課となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、市民生活部環境事務所清掃清美課となる
	7.10		<ul style="list-style-type: none"> ・福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃セター完成
	8. 7		<ul style="list-style-type: none"> ・福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）
	11		<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋制度開始
	9. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋制度完全実施
	10		<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行
	12		<ul style="list-style-type: none"> ・収集資源センター管理棟増設竣工
	10.10		<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル資源回収を市全域で実施
	11. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更、告示 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境基本条例」を施行 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市公害防止条例」を全部改正 (平成 12 年 4 月 1 日施行) ・国際規格 ISO14001 の認証取得 	
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市公害防止条例施行規則」を全部改正 (平成 12 年 4 月 1 日施行) 	
	12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる 	

年月日	環境行政	清掃行政	
平成	11	<ul style="list-style-type: none"> ・特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される ・新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成12年11月29日測定開始） 	
	13. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境基本計画」を庁議で決定 ・「福井市市環境物品等購入指針」を決定 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 環境マネジメントシステムのマニュアルを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける 	
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境パートナーシップ会議」が発足 	
	14. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課内に資源循環型社会推進室が新設される 	
	7.	<ul style="list-style-type: none"> ・「ムダー掃（ISO）ファミリープラン」（家庭版環境ISO）の取組開始 ・地域環境リーダー養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される 	
	15. 3		<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターのダイオキシン対策工事完了
	4		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装、ダンボール及び紙容器の分別収集開始
	15.11	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21ふくい」の制定 ・「福井市環境マネジメントシステム認証協会」（上記規格の認証機関）の設立 	
	15.12	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン（行動計画）を策定 	
	16. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用指定袋で3色化試行開始
	16. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21ふくい」の第1回認証（3社） 	
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立 	
	17. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により資源循環型社会推進室を廃止 ・騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコイベントマニュアル」の作成 	
	18. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示 	
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市地域新エネルギービジョン」の策定 	
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校版環境ISO」認定制度 18校で取組開始 	
	19. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境基本計画」の一部改定 	
	20. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 ・越廼区域において紙製容器包装の分別収集開始
20. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校版環境ISO」認定制度 市立幼・小・中学校の全68校が参加 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム ISO14001 の審査登録から「自己宣言」へ移行 		

年月日	環境行政	清掃行政
平成 21.2	・「福井市における買物袋持参推進及びレジ袋削減に関する協定」の締結 11 事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定	
21. 3		・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
4	・機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる ・レジ袋の無料配布中止スタート(11事業所73店舗) ・悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成 22 年 4 月 1 日施行）	・プラスチック製容器包装 隔週収集から毎週収集へ ・美山地区の可燃ごみをクリーンセンターへ搬入
22. 7		・蛍光灯の分別収集開始
23. 3	・「福井市環境基本計画」の改定	
23. 4		・収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置
23. 6	・「福井市環境推進会議」の発足	
24. 3		・クリーンセンター大規模改修工事開始
25. 1	・事業者と鷹巣地区メガソーラー発電事業に係る基本協定の締結	
25. 3		・資源物回収拠点「わけるば」を開設
4	・サイクルシェア社会実験の開始（期間:2 年間）	・多量排出事業所 3 R 推進制度の試行開始
26. 2		・「福井市一般廃棄物（ごみ）処理計画」の改訂名称を「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理計画」に変更
3		・クリーンセンターごみ発電の余剰電力の試験的売電の開始
4	・環境学習プログラム運用開始 （市立幼小中学校の全 69 校が参加）	
26. 7	・鷹巣メガソーラーの発電開始	
27. 4		・「地域リサイクル推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正
27. 7		・7 月 ハーツ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始
28. 3	・「福井市環境基本計画」の改定	
29. 3		・新ごみ処理施設整備基本構想策定
29. 4	・COOL CHOICE FUKUI 事業の開始	
29. 9		・新炉建設のための環境影響調査業務の着手
30. 4		・清掃清美課内に新クリーンセンター準備室が新設される
31. 4	・福井市の中核市移行に伴い、環境課、清掃清美課及び収集資源センターの所掌事務を再編し、環境事務所の体制を整備	

年月日		環境行政	清掃行政
令和	2.4	・所掌事務を再編し、環境事務所の体制を整備	
	3.1		・クリーンセンター内に資源回収拠点「わけるば」の設置
	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井市環境基本計画」の改定 ・「ゼロカーボンシティ」の宣言 	
	4.5	・一般社団法人と災害時の応援協定を締結	

第 2 部 大気関係資料

1 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

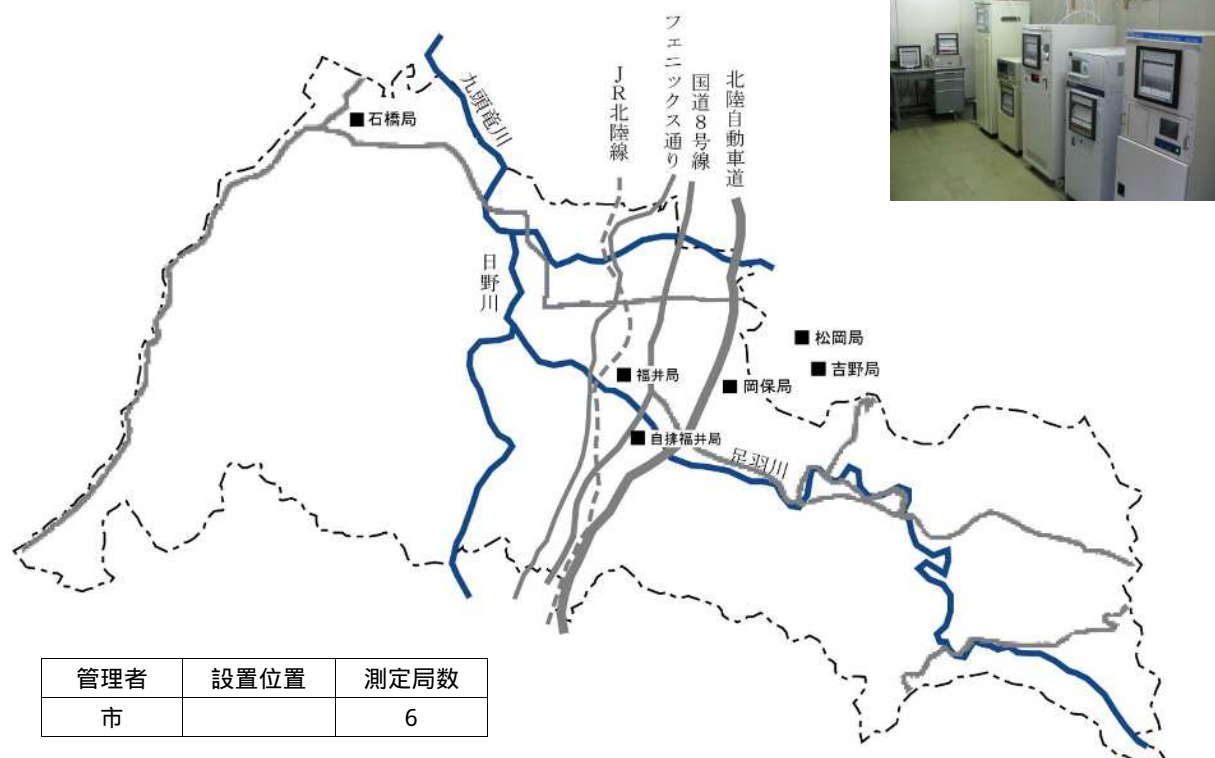
物質名	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(2) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質名	指針値
アクリロニトリル	1 年平均値が 2 μg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が 120 μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が 10 μg/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が 94 μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が 18 μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が 0.04 μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が 0.025 μgNi/m ³ 以下であること。
砒素及びその化合物	1 年平均値が 0.006 μgAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が 0.14 μgMn/m ³ 以下であること。

2 測定体制

(1) 測定局位置図



測定局には、大気汚染状況を監視する一般環境大気測定局と、自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス測定局がある。
福井局、自排福井局では有害大気汚染物質の測定も行っている。

(2) 測定局測定項目

(令和5年4月1日現在)

			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	風向	風速	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	温度	湿度	塩化水素	
一般局	1	石橋局 市														
	2	福井局 市														
	3	岡保局 市								○						
クリーンセンター局	4	吉野局 市														
	5	松岡局 市														
自排局	6	自排福井局 市														

福井市の中核市移行に伴い、福井局及び自排福井局は、平成31年4月1日より県から市へ移管された。

岡保局は、クリーンセンター局も兼ねる。

3 測定結果

3-1 二酸化硫黄月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
石橋	/	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	713	739	715	729	726	711	737	712	733	735	661	736	8647
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.003	0.003	0.002	0.002	0.005	0.004	0.003	0.002	0.001	0.004	0.002	0.004	0.005
		日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	29	30	30	30	31	30	31	31	27	31	361
		測定時間数	712	735	710	729	726	713	737	712	736	736	656	737	8639
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.004	0.005	0.002	0.002	0.005	0.004	0.002	0.004	0.002	0.003	0.003	0.004	0.005
		日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	713	736	712	728	726	713	736	712	737	726	663	738	8640
		平均値 (ppm)	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.004	0.003	0.004
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	30	361
		測定時間数	713	737	711	728	728	710	737	712	737	729	665	727	8634
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.004	0.004
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	29	30	28	31	30	31	31	28	31	360
		測定時間数	717	736	715	726	722	690	738	712	736	735	665	736	8628
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.001	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.008	0.007	0.010	0.004	0.006	0.006	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.010
		日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.002	0.004	0.004	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002

3-2 二酸化窒素月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間	
石橋	/	有効測定日数	29	30	30	30	29	29	31	30	31	31	28	31	359	
		測定時間数	697	732	717	731	705	706	736	712	734	734	656	736	8596	
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.004	0.001	0.002	0.002	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.014	0.029	0.009	0.009	0.019	0.012	0.015	0.014	0.016	0.030	0.010	0.030	
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	27	31	361	
		測定時間数	711	735	710	728	728	713	736	713	737	726	654	736	8627	
		平均値 (ppm)	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.004
		1時間値の最高値 (ppm)	0.013	0.013	0.011	0.008	0.011	0.014	0.013	0.019	0.024	0.027	0.035	0.019	0.035	
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362	
		測定時間数	713	735	712	728	727	712	735	712	737	724	664	736	8635	
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004	0.004	0.006	0.004	0.003	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.020	0.018	0.008	0.008	0.008	0.013	0.011	0.015	0.027	0.016	0.038	0.014	0.038	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.005	0.005	0.003	0.003	0.006	0.005	0.008	0.011	0.009	0.021	0.007	0.021	

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	712	736	711	729	734	703	737	712	735	735	657	736	8637
		平均値 (ppm)	0.009	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.009	0.008	0.009	0.012	0.009	0.008
		1時間値の最高値 (ppm)	0.030	0.027	0.025	0.018	0.016	0.019	0.019	0.028	0.035	0.037	0.045	0.035	0.045
		日平均値の最高値 (ppm)	0.014	0.013	0.012	0.009	0.009	0.012	0.012	0.017	0.020	0.016	0.029	0.017	0.029

(3) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	713	736	712	728	726	713	739	714	739	727	665	737	8649
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.011	0.007	0.008	0.008	0.009	0.010	0.011	0.012	0.013	0.027	0.010	0.027
松岡	市街化調整	日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.005	0.011	0.004	0.011
		有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	28	28	31	360
		測定時間数	713	735	709	729	727	712	737	712	737	704	663	734	8612
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.011	0.011	0.008	0.005	0.007	0.010	0.010	0.011	0.016	0.011	0.028	0.014	0.028
		日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.004	0.005	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.012	0.004	0.012

3-3 浮遊粒子状物質月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
石橋	/	有効測定日数	30	31	30	30	29	30	31	30	31	31	28	31	362
		測定時間数	711	739	717	728	718	718	742	718	741	741	665	743	8681
		平均値 (mg/m ³)	0.017	0.015	0.017	0.018	0.017	0.015	0.012	0.014	0.012	0.009	0.010	0.019	0.015
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.098	0.080	0.097	0.097	0.126	0.060	0.066	0.064	0.063	0.051	0.041	0.076	0.126
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.035	0.025	0.039	0.029	0.029	0.027	0.022	0.025	0.022	0.024	0.020	0.061	0.061
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	29	30	30	30	31	30	31	31	27	31	361
		測定時間数	718	742	706	735	734	719	743	718	743	741	662	742	8703
		平均値 (mg/m ³)	0.014	0.014	0.018	0.014	0.015	0.013	0.010	0.011	0.006	0.007	0.009	0.015	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.041	0.086	0.086	0.042	0.053	0.051	0.035	0.047	0.022	0.035	0.028	0.050	0.086
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.023	0.026	0.033	0.028	0.029	0.028	0.022	0.022	0.011	0.014	0.017	0.043	0.043
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	26	30	30	30	31	30	31	30	28	31	358
		測定時間数	718	743	657	735	733	719	743	717	743	733	669	743	8653
		平均値 (mg/m ³)	0.014	0.013	0.015	0.015	0.015	0.013	0.010	0.011	0.007	0.007	0.009	0.015	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.032	0.040	0.079	0.081	0.048	0.037	0.033	0.055	0.020	0.032	0.028	0.050	0.081
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.024	0.023	0.027	0.029	0.029	0.024	0.023	0.019	0.013	0.017	0.016	0.044	0.044

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	718	742	716	735	741	708	743	714	742	741	663	739	8702
		平均値 (mg/m ³)	0.014	0.013	0.018	0.014	0.015	0.014	0.011	0.012	0.007	0.008	0.010	0.015	0.013
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.057	0.027	0.118	0.049	0.076	0.079	0.028	0.046	0.021	0.032	0.048	0.054	0.118
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.023	0.023	0.035	0.026	0.028	0.028	0.022	0.020	0.011	0.015	0.019	0.043	0.043

(3) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	719	743	714	728	735	717	741	719	743	736	671	743	8709
		平均値 (mg/m ³)	0.013	0.013	0.015	0.016	0.014	0.013	0.010	0.009	0.006	0.007	0.008	0.015	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.040	0.037	0.071	0.116	0.067	0.044	0.040	0.021	0.020	0.028	0.046	0.053	0.116
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.022	0.022	0.032	0.026	0.029	0.023	0.021	0.017	0.010	0.016	0.014	0.045	0.045
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	27	30	31	29	31	30	31	31	28	31	360
		測定時間数	717	742	675	733	743	712	742	719	743	742	671	743	8682
		平均値 (mg/m ³)	0.012	0.011	0.012	0.013	0.013	0.013	0.009	0.009	0.005	0.006	0.007	0.014	0.010
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.041	0.048	0.065	0.080	0.118	0.059	0.031	0.022	0.039	0.031	0.022	0.054	0.118
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.023	0.021	0.019	0.029	0.028	0.027	0.021	0.017	0.010	0.014	0.013	0.049	0.049

3-4 光化学オキシダント月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

※昼間：5:00～20:00までの時間帯

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	448	463	446	456	464	436	464	444	464	464	410	455	5414
		昼間の平均値(ppm)	0.045	0.046	0.032	0.031	0.032	0.031	0.027	0.028	0.029	0.028	0.031	0.036	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	68	72	6	0	0	1	0	9	0	0	0	19	175
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.083	0.081	0.063	0.060	0.060	0.063	0.055	0.064	0.048	0.047	0.054	0.087	0.087
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.058	0.057	0.042	0.042	0.044	0.043	0.038	0.043	0.038	0.038	0.041	0.049	0.044
岡保	市街化調整	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	449	464	448	456	455	449	464	444	464	450	419	460	5422
		昼間の平均値(ppm)	0.041	0.048	0.035	0.026	0.025	0.027	0.027	0.024	0.028	0.029	0.031	0.040	0.032
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	46	109	19	0	0	0	4	0	0	0	0	27	205
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.075	0.083	0.076	0.054	0.054	0.059	0.066	0.058	0.047	0.045	0.051	0.081	0.083
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.055	0.061	0.047	0.038	0.037	0.042	0.042	0.039	0.037	0.038	0.041	0.053	0.044

3-5 一酸化炭素月別結果表

(1) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	717	740	716	732	739	709	741	717	739	738	661	741	8690
		平均値(ppm)	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4
		1時間値の最高値(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.6	1.4	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5	1.4
		日平均値の最高値(ppm)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.6

3-6 炭化水素月別結果表

<非メタン炭化水素>

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	測定時間数	710	726	710	719	734	707	729	710	731	722	662	706	8566
		平均値(ppmC)	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.09	0.09	0.12	0.07	0.08	0.11	0.08	0.09
		6～9時平均値(ppmC)	0.12	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.13	0.08	0.10	0.12	0.12	0.10
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
		6～9時・最高値(ppmC)	0.22	0.21	0.15	0.16	0.16	0.25	0.21	0.22	0.22	0.22	0.25	0.23	0.25
		3時間平均値最低値(ppmC)	0.02	0.03	0.02	0.03	0.04	0.02	0.03	0.04	0.01	0.03	0.02	0.04	0.01
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	2	1	0	0	0	1	1	3	1	1	3	1	14
6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	測定時間数	710	730	710	723	732	708	733	708	733	727	662	705	8581
		平均値(ppmC)	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.07	0.06	0.09	0.06	0.06	0.09	0.09	0.07
		6～9時平均値(ppmC)	0.10	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08	0.09	0.11	0.06	0.07	0.08	0.12	0.08
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
		6～9時・最高値(ppmC)	0.28	0.19	0.16	0.14	0.13	0.21	0.22	0.22	0.20	0.19	0.17	0.24	0.28
		3時間平均値最低値(ppmC)	0.01	0.01	0.01	0.00	0.03	0.01	0.02	0.02	0.00	0.01	0.00	0.02	0.00
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4	9
6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

3-7 微小粒子状物質月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4										R5			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福井	第一種住居	有効測定日数	30	29	29	29	31	27	31	28	31	29	27	29	350	
		平均値 (ug/m ³)	10.2	9.7	8.8	8.1	7.9	7.7	6.7	7.1	3.8	5.1	8.1	10.6	7.8	
		日平均値の最高値 (ug/m ³)	17.5	18.9	15.3	15.4	14.7	18.8	15.9	14.2	8.2	11.5	15.2	26.1	26.1	
		日平均値が35ug/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R4										R5			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	28	30	29	31	27	31	28	31	29	27	29	350	
		平均値 (ug/m ³)	13.1	11.9	11.6	9.8	10.4	9.8	9.1	10.5	6.6	7.4	9.3	10.0	10.0	
		日平均値の最高値 (ug/m ³)	21.5	22.3	21.3	19.6	19.2	22.8	20.4	21.5	11.3	15.3	19.1	23.4	23.4	
		日平均値が35ug/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3-8 有害大気汚染物質結果表

(令和4年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境			沿道		
測定地点	福井局			自排福井局		
物質名	平均	最小	最大	平均	最小	最大
テトラクロロエチレン	0.021	(0.008)	0.036	0.016	(0.007)	0.039
トリクロロエチレン	0.16	0.029	0.39	0.18	0.027	0.50
ベンゼン	0.48	0.15	1.1	0.50	0.16	0.98
ジクロロメタン	0.85	0.37	1.4	0.92	0.43	1.6
アクリロニトリル	0.010	(< 0.005)	0.023	0.012	(< 0.005)	0.021
塩化ビニルモノマー	0.012	(< 0.005)	0.044	0.021	(< 0.005)	0.098
クロロホルム	0.13	0.091	0.18	0.13	0.099	0.23
1, 2-ジクロロエタン	0.096	0.035	0.21	0.096	0.036	0.21
水銀及びその化合物 ※	1.7	1.6	1.9	—	—	—
ニッケル化合物 ※	2.1	1.1	4.7	—	—	—
ヒ素及びその化合物 ※	0.95	0.46	1.8	—	—	—
1, 3-ブタジエン	0.036	0.018	0.076	0.043	0.018	0.12
マンガン及びその化合物 ※	7.3	3.3	13	—	—	—
アセトアルデヒド	0.79	0.58	0.94	0.85	0.62	1.1
塩化メチル	1.4	1.1	1.7	1.4	1.1	1.5
クロム及びその化合物 ※	2.7	2.0	3.3	—	—	—
酸化エチレン	0.035	0.029	0.048	—	—	—
トルエン	3.8	1.3	7.5	3.6	1.1	6.2
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.007)	(< 0.010)	(< 0.016)	—	—	—
ベンゾ[a]ピレン ※	0.053	0.015	0.10	0.14	0.024	0.36
ホルムアルデヒド	0.66	0.56	0.79	0.94	0.64	1.6

①年平均値について:

- ・月ごとの測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。
- ・年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

②濃度範囲(最小値~最大値)について:

- ・最小値又は最大値の値が、検出下限値未満であった場合は、『(< 該当月の検出下限値)』として表示している。
- ・最小値又は最大値の値が、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示している。

4 大気汚染防止法等に基づく特定施設届出状況

(1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

<ばい煙発生施設>

(令和5年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数	
第1項	ボイラー	361	139	
第5項	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	13	2	
第11項	乾燥炉	15	11	
第13項	廃棄物焼却炉	9	5	
第19項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	7	2	
第27項	硝酸の製造の用に供する吸収施設	0	0	
第29項	ガスタービン	電気事業法・ガス事業法対象外	2	2
		電気事業法・ガス事業法対象	36	31
第30項	ディーゼル機関	電気事業法・ガス事業法対象外	22	10
		電気事業法・ガス事業法対象	101	78
合計		566	227	

<一般粉じん発生施設>

(令和5年3月31日現在)

政令別表第2	施設	施設数	工場数
第2項	堆積場	14	13
第3項	ベルトコンベア	40	12
第4項	破砕機及び摩砕機	19	6
第5項	ふるい	5	2
合計		78	17

<揮発性有機化合物排出施設>

(令和5年3月31日現在)

政令別表第1-2	施設	施設数	工場数
第1項	乾燥施設(化学製品製造用)	3	1
第2項	塗装施設	2	1
合計		5	2

<水銀排出施設>

(令和5年3月31日現在)

省令別表第3-3	施設	施設数	工場数
第8項	廃棄物焼却炉(一般廃棄物)	3	1
	廃棄物焼却炉(産業廃棄物)	6	4
合計		9	5

(2) 福井県公害防止条例に基づく特定施設(平成9年3月施行)

<ばい煙に係る特定施設>

(令和5年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	15	6
廃棄物焼却炉	9	5
塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設	13	5
合計	37	16

<炭化水素に係る特定施設>

(令和5年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
燃料小売業の用に供する地下タンク (燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	32	12
合計	32	12

第3部 水質関係資料

1 公共用水域に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

(別表) 要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP) [注1]	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル [注2]	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) [注3]			0.00005 mg/L以下

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考 市内における 該当河川
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水 浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	九頭竜川(中流) 足羽川(上流) 荒川(上流) 天王川
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	九頭竜川(下流) 日野川(下流) 足羽川(下流) 荒川(下流) 底喰川(上流)
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	底喰川(下流) 狐川(下流)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする
(湖沼もこれに準ずる)

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産2級並び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

② 海域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考 該当海域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水 浴 自然環境保全	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出され ないこと	福井市地先海域
B	水産2級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする
(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物用及び水産2級水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

(3) 水生生物保全水質環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L以下)		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04
海域	生物A	水生生物の生育する水域	0.02	0.001	0.01
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01	0.0007	0.006

備考 基準値は、日間平均値とする

(別表) 要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値 (mg/L)	項目	水域	類型	指針値 (mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7	4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001
		生物特A	0.006			生物特A	0.0007
		生物B	3			生物B	0.004
		生物特B	3			生物特B	0.003
	海域	生物A	0.8		海域	生物A	0.0009
		生物特A	0.8			生物特A	0.0004
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02
		生物特A	0.01			生物特A	0.02
		生物B	0.08			生物B	0.02
		生物特B	0.01			生物特B	0.02
	海域	生物A	2		海域	生物A	0.1
		生物特A	0.2			生物特A	0.1
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03
		生物特A	1			生物特A	0.003
		生物B	1			生物B	0.03
		生物特B	1			生物特B	0.02
	海域	生物A	0.3		海域	生物A	0.02
		生物特A	0.03			生物特A	0.01

2 公共用水域調査地点

(1) 公共用水域水質調査地点図



(2) 調査地点詳細

番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	海域名	調査地点	調査機関
1	九頭竜川	中角橋	◎	13	天王川	末端	○	25	石橋地先		○
2	〃	高屋橋	◎	14	馬渡川	馬渡北橋	○	26	浜住地先		○
3	〃	布施田橋	◎	15	〃	馬渡大橋	○	27	亀島地先		○
4	日野川	清水山橋	○	16	八ヶ川	水門	○	28	菅生地先		○
5	〃	日光橋	◎	17	江端川	江守橋	○	29	三本木川地先		○
6	〃	明治橋	◎	18	朝六川	大島新橋	○	30	一光川地先		○
7	足羽川	美山橋	○	19	七瀬川	御鷹橋	○	31	大味川地先		○
8	〃	天神橋	○	20	未更毛川	やすだ橋	○				
9	〃	水越橋	○	21	底喰川	護国橋	○				
10	荒川	東今泉橋	○	22	〃	西野橋	○				
11	〃	水門	○	23	芳野川	古市ふれあい橋	○				
12	狐川	狐橋	○	24	志津川	水門	○				

(注) 調査機関 ◎…国土交通省 ○…福井市

河川名称	九 頭 竜 川 系												
	日 野 川				日 野 川				日 野 川				
調査地点	清水山橋				日光橋				明治橋				
環境基準点	*								*				
水域類型	B				B				B				
調査機関	福井市				国土交通省				国土交通省				
	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	
一般項目	p	H	7.4	7.1 ~ 7.7	0/12	7.5	7.2 ~ 8.1	0/4	7.5	7.3 ~ 7.8	0/12	0/12	
	D	O	9.8	7.1 ~ 13	0/12	9.7	8.6 ~ 12	0/4	9.6	7.2 ~ 12	0/12	0/12	
	B	O	D	1.7(2.1)	0.6 ~ 4.0	1/12	1.4 (1.5)	0.8 ~ 2.0	0/4	0.9(1.2)	<0.5 ~ 1.6	0/12	
	C	O	D	2.9	1.8 ~ 5.0	-/12	3.6	2.4 ~ 4.2	-/4	3.0	1.6 ~ 4.8	-/12	
	S	S	25	4 ~ 150	2/12	12	3 ~ 22	0/4	9	3 ~ 21	0/12	0/12	
	大腸菌数		470(440)	120 ~ 2,900	1/12	260(530)	11 ~ 530	0/4	230(430)	17 ~ 800	0/12	0/12	
	油分								<0.5		<0.5	0/1	
	全窒素												
健康項目	カドミウム		<0.001		<0.001	0/2			<0.001		<0.001	0/4	
	全シアン		<0.1		<0.1	0/2			<0.1		<0.1	0/4	
	鉛		<0.002		<0.002	0/2	<0.002		<0.002		<0.002	0/4	
	六価クロム								<0.01		<0.01	0/4	
	砒素		<0.005		<0.005	0/2			<0.005		<0.005	0/4	
	総水銀		<0.0005		<0.0005	0/2			<0.0005		<0.0005	0/4	
	アルキル水銀												
	P	C	B	<0.0005		<0.0005	0/1		<0.0005		<0.0005	0/1	
	ジクロロメタン		<0.002		<0.002	0/2			<0.002		<0.002	0/4	
	四塩化炭素		<0.0002		<0.0002	0/2			<0.0002		<0.0002	0/4	
	1,2-ジクロロエタン		<0.0004		<0.0004	0/2			<0.0004		<0.0004	0/4	
	1,1-ジクロロエチレン		<0.002		<0.002	0/2			<0.002		<0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		<0.004	0/2			<0.004		<0.004	0/4	
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		<0.0005	0/2			<0.0005		<0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		<0.0006	0/2			<0.0006		<0.0006	0/4	
	トリクロロエチレン		<0.001		<0.001	0/2			<0.001		<0.001	0/4	
	テトラクロロエチレン		<0.0005		<0.0005	0/2			<0.0005		<0.0005	0/4	
	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		<0.0002	0/2			<0.0002		<0.0002	0/1	
	チウラム		<0.0006		<0.0006	0/2			<0.0006		<0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)		<0.0003		<0.0003	0/2			<0.0003		<0.0003	0/1	
チオベンカルブ		<0.002		<0.002	0/2			<0.002		<0.002	0/1		
ベンゼン		<0.001		<0.001	0/2			<0.001		<0.001	0/4		
セレン		<0.002		<0.002	0/2			<0.002		<0.002	0/4		
(硝酸性窒素)		1.0	0.76 ~ 1.3	-/2				0.78	0.34 ~ 1.0	-/4	-/4		
(亜硝酸性窒素)		0.05	0.02 ~ 0.08	-/2				0.04	0.01 ~ 0.07	-/4	-/4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.1	0.78 ~ 1.4	0/2				0.83	0.36 ~ 1.1	0/4	0/4		
ふっ素		<0.1		<0.1	0/2			<0.1		<0.1	0/4		
ほう素		<0.02		<0.02	0/2			0.03	<0.02 ~ 0.04	0/4	0/4		
要 監 視 項 目	1,4-ジオキサン		<0.005		<0.005	0/2			<0.005		<0.005	0/4	
	クロロホルム								<0.003		<0.003	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン								<0.004		<0.004	0/1	
	1,2-ジクロロプロペン								<0.006		<0.006	0/1	
	p-ジクロロベンゼン								<0.02		<0.02	0/1	
	イソキサチオン								<0.0008		<0.0008	0/1	
	ダイアジノン								<0.0005		<0.0005	0/1	
	フェニトロチオン								<0.0003		<0.0003	0/1	
	イソプロチオラン								<0.004		<0.004	0/1	
	オキシシン銅								<0.004		<0.004	0/1	
	クロロタロニル								<0.005		<0.005	0/1	
	プロピザミド								<0.0008		<0.0008	0/1	
	EPN								<0.0006		<0.0006	0/1	
	ジクロルボス								<0.0008		<0.0008	0/1	
	フェノプロカルブ								<0.003		<0.003	0/1	
	イプロベンホス								<0.0008		<0.0008	0/1	
	クロルニトロフェン								<0.0001		<0.0001	0/1	
	トルエン								<0.06		<0.06	0/1	
	キシレン								<0.04		<0.04	0/1	
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル					<0.005		<0.005	-/2	<0.005		<0.005	-/1
	モリブデン								<0.01		<0.01	0/1	
	アンチモン					<0.001		<0.001	0/2	<0.001		<0.001	0/2
	塩化ビニルモノマー								<0.0002		<0.0002	0/1	
	エピクロロヒドリン								<0.0001		<0.0001	0/1	
	全マンガ								0.11	0.08 ~ 0.14		0/2	
	ウ								<0.0002		<0.0002	0/1	
	PFOS及びPF								<0.00005		<0.00005	0/1	
	保水全生	全 亜鉛		0.004	0.004 ~ 0.004	-/2				0.0055	0.002 ~ 0.009	-/2	-/2
ノニルフェノール			<0.0006		<0.0006	-/2			<0.0006		<0.0006	-/2	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸			0.0007	<0.0006 ~ 0.0008	-/2				0.0008	<0.0006 ~ 0.0009	-/2	-/2	
クロロホルム			<0.003		<0.003	-/1			<0.003		<0.003	-/2	
フェノール			<0.005		<0.005	-/1			<0.005		<0.005	-/1	
ホルムアルデヒド			<0.01		<0.01	-/1			<0.01		<0.01	-/1	
4-t-オクチルフェノール			<0.0003		<0.0003	-/1							
アニリン			<0.002		<0.002	-/1							
2,4-ジクロロフェノール			<0.0003		<0.0003	-/1							
フェノール類									<0.01		<0.01	-/1	
特 殊 項 目 等	銅							<0.01		<0.01	-/1	-/1	
	溶解性鉄								<0.1		<0.1	-/1	
	溶解性マンガ								<0.05		<0.05	-/1	
	クロム								<0.02		<0.02	-/1	
	塩化物イオン					20.2	16.5 ~ 22.8	-/4	48.8	10.9 ~ 218		-/12	
	塩素イオン												
	アンモニウム態窒素								0.21	0.05 ~ 0.28		-/4	

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値。大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きng/L、大腸菌数はCFU/100mL。

(2) 海域

(令和4年度)

海 域 名 称		九 頭 竜 川 地 先 海 域				越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域							
調 査 地 点		石 橋 地 先				浜 住 地 先				一 光 川 地 先			
環 境 基 準 点		*				*				*			
水 域 類 型		A				A				A			
調 査 機 関		福 井 市				福 井 市				福 井 市			
		平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
一 般 項 目	P H	8.2	8.1	8.2	0/4	8.1	8.1	8.2	0/4	8.2	8.1	8.2	0/4
	D O	7.8	6.9	9.4	2/4	7.7	6.8	9.3	2/4	7.6	6.8	9.2	2/4
	B O D												
	C O D	1.0(1.2)	<0.5	1.3	0/4	1.0(1.0)	<0.5	1.4	0/4	0.9(1.0)	<0.5	1.1	0/4
	S S												
	大腸菌数												
	油分	ND		ND	0/4	ND		ND	0/4	ND		ND	0/4
健 康 項 目	全窒素												
	全リン												
	カドミウム												
	全シアン												
	鉛												
	六価クロム												
	砒素												
	総水銀												
	アルキル水銀												
	P C B												
	ジクロロメタン												
	四塩化炭素												
	1,2-ジクロロエタン												
	1,1-ジクロロエチレン												
	シス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,1,1-トリクロロエタン												
	1,1,2-トリクロロエタン												
	トリクロロエチレン												
	アトラクロロエチレン												
	1,3-ジクロロプロペン												
チウラム													
シマジン(CAT)													
チオベンカルブ													
ベンゼン													
セレン													
(硝酸性窒素)													
(亜硝酸性窒素)													
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素													
ふっ素													
ほう素													
1,4-ジオキサン													
クロロホルム													
トランス-1,2-ジクロロエタン													
1,2-ジクロロプロペン													
o-ジクロロベンゼン													
イソキサチオン													
ダイアジノン													
フェニトロチオン													
イソプロチオラン													
オキシシン銅													
クロロタロニル													
プロピザミド													
E P N													
ジクロルボス													
フェノカルブ													
イプロベンホス													
クロルニトロフェン													
トルエン													
キシレン													
フタル酸ジエチルヘキシル													
ニッケル													
モリブデン													
アンチモン													
塩化ビニルモノマー													
エピクロロヒドリン													
全マンガン													
ウラン													
PFOA及びPFOS													
保水 全生 項生 目物 特 殊 項 目 等	全亜鉛												
	ノニルフェノール												
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸												
	クロロホルム												
	フェノール												
ホルムアルデヒド													
4-t-オクチルフェノール													
アニリン													
2,4-ジクロロフェノール													
フェノール類													
銅													
溶解性鉄													
溶解性マンガン													
クロム													
塩化物イオン	19,200	18,900	19,400	-/4	19,200	18,900	19,500	-/4	19,100	18,800	19,500	-/4	
塩素イオン													
アンモニウム態窒素													

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。CODの()内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海 域 名 称		越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域											
調 査 地 点		大 味 川 地 先				亀 島 地 先				菅 生 地 先			
環 境 基 準 点		*											
水 域 類 型		A											
調 査 機 関		福 井 市				福 井 市				福 井 市			
		平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
一 般 項 目	P H	8.2	8.1	8.2	0/4	8.1	8.1	8.2	0/4	8.1	8.1	8.1	0/4
	D O	7.7	6.9	9.4	2/4	7.7	6.8	9.4	2/4	7.7	6.8	9.4	3/4
	B O D												
	C O D	1.1(1.2)	<0.5	1.4	0/4	1.0(1.1)	<0.5	1.3	0/4	1.0(1.2)	<0.5	1.2	0/4
	S S												
	大腸菌数												
	油分	ND		ND	0/4	ND		ND	0/4	ND		ND	0/4
健 康 項 目	全窒素	0.09	0.07	0.10	-/2								
	全リン	0.011	0.010	0.011	-/2								
	カドミウム												
	全シアン												
	鉛												
	六価クロム												
	砒素												
	総水銀												
	アルキル水銀												
	P C B												
	ジクロロメタン												
	四塩化炭素												
	1,2-ジクロロエタン												
	1,1-ジクロロエチレン												
	シス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,1,1-トリクロロエタン												
	1,1,2-トリクロロエタン												
	トリクロロエチレン												
	アトラクロロエチレン												
	1,3-ジクロロプロペン												
	チウラム												
	シマジン(CAT)												
	チオベンカルブ												
	ベンゼン												
	セレン												
	(硝酸性窒素)												
	(亜硝酸性窒素)												
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素												
	ふっ素												
	ほう素												
	1,4-ジオキサン												
	クロロホルム												
トランス-1,2-ジクロロエタン													
1,2-ジクロロプロペン													
o-ジクロロベンゼン													
イソキサチオン													
ダイアジノン													
フェニトロチオン													
イソプロチオラン													
オキシシン銅													
クロロタロニル													
プロピザミド													
EPN													
ジクロルボス													
フェノカルブ													
イプロベンホス													
クロルニトロフェン													
トルエン													
キシレン													
フタル酸ジエチルヘキシル													
ニッケル													
モリブデン													
アンチモン													
塩化ビニルモノマー													
エピクロロヒドリン													
全マンガ													
ウラン													
PFOS及びPFOA													
保水 全生 項生 目物 特 殊 項 目 等	全亜鉛												
	ノニルフェノール												
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸												
	クロロホルム												
	フェノール												
ホルムアルデヒド													
4-t-オクチルフェノール													
アニリン													
2,4-ジクロロフェノール													
フェノール類													
銅													
溶解性鉄													
溶解性マンガ													
クロム													
塩化物イオン	19,000	18,700	19,400	-/4	19,000	18,700	19,400	-/4	19,100	18,900	19,400	-/4	
塩素イオン													
アンモニウム態窒素													

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。CODの()内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海 域 名 称		越前加賀海岸地先海域			
調 査 地 点		三 本 木 川 地 先			
環 境 基 準 点					
水 域 類 型		A			
調 査 機 関		福 井 市			
		平均	最小	～ 最大	m/n
一 般 項 目	P H	8.1	8.1	～ 8.1	0/4
	D O	7.6	6.8	～ 9.1	2/4
	B O D				
	C O D	1.1(1.3)	<0.5	～ 1.4	0/4
S	S				
大腸菌数					
油分	ND		～ ND	0/4	
全窒素					
全リン					
カドミウム					
全シアン					
鉛					
六価クロム					
砒素					
総水銀					
アルキル水銀					
P C B					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1,1,1-トリクロロエタン					
1,1,2-トリクロロエタン					
トリクロロエチレン					
アトラクロロエチレン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン (CAT)					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン					
(硝酸性窒素)					
(亜硝酸性窒素)					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					
ふっ素					
ほう素					
1,4-ジオキサン					
クロロホルム					
トランス-1,2-ジクロロエタン					
1,2-ジクロロプロペン					
o-ジクロロベンゼン					
イソキサチオン					
ダイアジノン					
フェニトロチオン					
イソプロチオラン					
オキシシン銅					
クロロタロニル					
プロピザミド					
E P N					
ジクロルボス					
フェノカルブ					
イプロベンホス					
クロルニトロフェン					
トルエン					
キシレン					
フタル酸ジエチルヘキシル					
ニッケル					
モリブデン					
アンチモン					
塩化ビニルモノマー					
エピクロヒドリン					
全マンガン					
ウラン					
P F O S 及び P F O A					
保水	全 亜鉛				
全生	ノニルフェノール				
項生	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸				
目物	クロロホルム				
特	フェノール				
殊	ホルムアルデヒド				
項	4-t-オクチルフェノール				
目	アニリン				
等	2,4-ジクロロフェノール				
	フェノール類				
	銅				
	溶解性鉄				
	溶解性マンガン				
	クロム				
	塩化物イオン	19,000	18,600	～ 19,400	-/4
	塩素イオン				
	アンモニウム態窒素				

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数。CODの（）内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

(3) 九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
九頭竜川	中角橋	A	0.6	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6
	布施田橋	B	0.9	1.0	0.7	0.9	1.0	0.8	0.7	0.5	0.6	0.8
日野川	清水山橋	B	1.7	1.2	1.4	1.2	1.2	1.3	1.5	1.9	1.6	2.1
	明治橋	B	1.3	0.9	0.6	1.3	1.3	1.0	0.9	1.1	0.8	1.2
足羽川	美山橋	A	0.7	<0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	0.7	0.6
	天神橋	A	0.8	<0.5	<0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5
	水越橋	B	0.9	0.9	0.6	0.9	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7

注) 75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値のことをいう。

(4) 九頭竜川支派川のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
荒川	東今泉橋	A	1.6	1.2	1.2	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7	1.0	0.8
〃	水門	B	1.6	1.1	1.0	1.0	1.0	1.3	1.0	0.8	0.9	1.2
江端川	江守橋	なし	1.6	1.2	1.1	0.9	1.5	1.2	1.4	1.2	1.5	1.1
狐川	狐橋	D	3.1	2.9	2.9	2.1	2.4	2.6	1.7	2.1	1.9	1.6
天王川	末端	A	1.4	0.9	0.6	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0
馬渡川	馬渡北橋	なし	1.6	1.2	1.4	1.1	0.9	1.1	0.9	1.3	0.9	0.8
〃	馬渡大橋	なし	25	18	21	16	13	15	21	21	11	9.0
八ヶ川	水門*	なし	2.6	3.0	3.0	1.8	1.9	5.9	4.4	2.4	4.7	3.4
底喰川	護国橋	B	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	0.8	1.0	0.9
〃	西野橋	D	1.9	1.6	1.5	1.2	1.1	1.2	1.0	1.0	1.1	0.9
朝六川	大島新橋	なし	2.5	1.4	1.2	0.9	1.6	1.6	0.7	1.1	1.3	1.1
未更毛川	やすだ橋	なし	1.1	1.0	1.1	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1	0.9	1.1
七瀬川	御鷹橋	なし	1.5	0.6	2.1	1.3	0.6	0.9	0.7	1.9	0.8	1.0
芳野川	古市ふれあい橋	なし	1.5	1.7	1.4	1.8	1.2	1.1	0.8	0.9	1.1	0.7
志津川	水門	なし	1.7	1.0	1.6	1.3	0.7	1.0	0.9	1.5	1.0	1.1

※H29までは、高江橋の測定値

4 地下水に係る環境基準等

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(別表) 要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP) [注1]	—
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	ニッケル [注2]	—
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) [注3]	0.00005 mg/L以下		

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

5 地下水調査結果

(1) 概況調査結果（令和4年度）

項目名		環境基準 (mg/L)	測定 地点数	環境基準 超過地点数
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	6	0
	全シアン	検出されないこと	6	0
	鉛	0.01	6	0
	六価クロム	0.02	6	0
	砒素	0.01	6	0
	総水銀	0.0005	6	0
	P C B	検出されないこと	6	0
	ジクロロメタン	0.02	6	0
	四塩化炭素	0.002	6	0
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002	6	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	6	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	6	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	6	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	6	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	6	0
	トリクロロエチレン	0.01	6	0
	テトラクロロエチレン	0.01	6	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	6	0
	チウラム	0.006	6	0
	シマジン	0.003	6	0
	チオベンカルブ	0.02	6	0
	ベンゼン	0.01	6	0
	セレン	0.01	6	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6	0
	ふっ素	0.8	6	0
	ほう素	1	6	0
1,4-ジオキサン	0.05	6	0	

(2) 継続監視調査結果（令和4年度）

測定地点	汚染物質	汚染発見 年月	過去最高 濃度	測定結果	
				年平均値	基準適合
石橋町	トリクロロエチレン	H10.9	0.017	<0.001	○
浅水二日町	砒素	H16.6	0.082	0.013	×
美山町	テトラクロロエチレン	H19.4	0.019	0.0061	○
舟橋新2丁目	テトラクロロエチレン	H19.11	0.049	<0.0005	○

6 水質汚濁防止法等に基づく特定施設届出状況

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(令和5年3月31日現在)

政令別表 第1の 施設番号	業種 ・ 施設	工場数		
		排水量 50m ³ /日 以上	排水量 50m ³ /日 未満	合計
1の2	畜産農業、サービス業	—	4	4
2	畜産食料品製造業	2	4	6
3	水産食料品製造業	1	1	2
5	みそ、しょう油等製造業	—	7	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈澱槽	—	3	3
10	飲料製造業	—	14	14
16	めん類製造業	1	1	2
17	豆腐、煮豆製造業	1	7	8
19	紡績業、繊維製品製造業、加工業	17	9	26
22	木材薬品処理業	1	2	3
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	—	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	9	9
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	1	3
33	合成樹脂製造業	1	—	1
46	有機化学工業製品製造業	6	3	9
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	—	1	1
54	セメント製品製造業	—	2	2
55	生コンクリート製造業	—	7	7
56	有機質砂かべ材製造業	—	1	1
59	砕石業、鉱物土石の粉碎等処理業	—	4	4
60	砂、砂利、玉石採取業	—	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	—	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	1	2
64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設	—	2	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	1	4	5
66	電気メッキ施設	3	7	10
66の3	旅館業	6	38	44
66の4	協同調理場に設置される厨房施設	1	—	1
66の5	弁当、仕出屋又は弁当製造の用に供する厨房施設	4	—	4
67	洗濯業	3	20	23
68	写真現像業	—	9	9
68の2	病院（ベット数300床以上）	2	—	2
70の2	自動車特定整備事業	—	5	5
71	自動式車両洗浄施設	—	100	100
71の2	試験研究施設	2	13	15
71の3	一般廃棄物焼却処理施設	—	1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	—	2	2
72	し尿処理施設(処理対象501人以上)	31	—	31
73	下水道終末処理施設	6	—	6
74	特定事業所から排出される水の処理施設	3	—	3
	合計	97	284	381

(2) 福井県公害防止条例に基づく汚水および廃液に係る特定施設届出状況

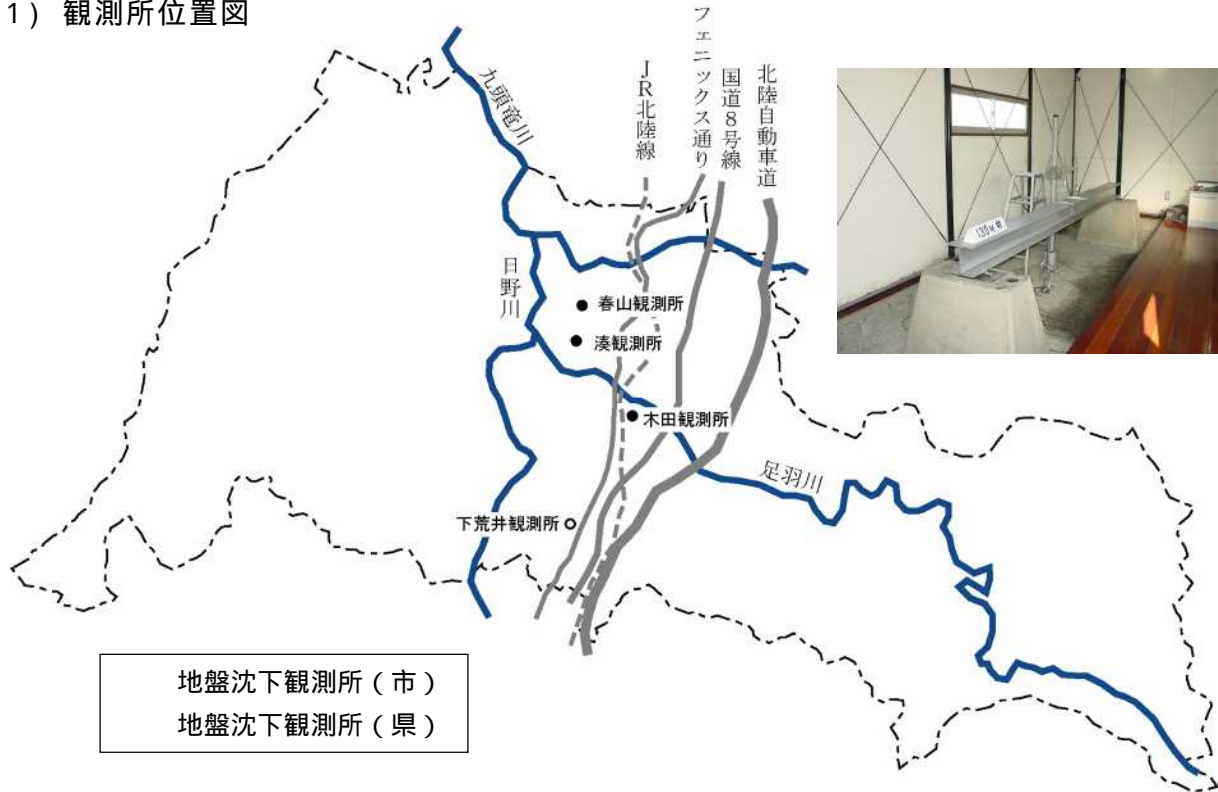
(令和5年3月31日現在)

施行規則別表 第3の2の 施設番号	施設	施設数	工場数
13	洗浄施設	82	3
	合計	82	3

第4部 地盤沈下・土壌関係資料

1 地盤沈下の観測体制

(1) 観測所位置図



(2) 観測所詳細

(令和4年4月1日現在)

観測所名(観測開始日)	所在地	井戸深度 (m)	ストレナー位置 (m)	観測項目		設置者
				地盤沈下	地下水位	
1 木田観測所 (S51.4.28)	木田1丁目1360 (明倫中学校敷地内)	28	26.5 ~ 28.0	○	○	県 市
		130	50.5 ~ 57.5	○	○	
			61.0 ~ 66.5 75.5 ~ 81.0			
2 下荒井観測所 (S51.4.28)	下荒井町 (八幡神社境内)	51	49.0 ~ 51.0	○	○	県
3 春山観測所 (S59.4.1)	文京3丁目13-1 (春山小学校敷地内)	43	38.5 ~ 42.5	○	○	市
		150	70.0 ~ 75.5			
			83.0 ~ 88.5 128.0 ~ 133.5			
4 湊観測所 (H1.7.1・水位) (H4.4.1・沈下)	学園1丁目4-8 (湊小学校敷地内)	204	72.0 ~ 79.5 88.5 ~ 90.5 96.5 ~ 99.5 132.5 ~ 138.0	○	○	市

2-2 観測井地下水水位変動状況

(1) 経年変化

(単位：m)

観測所名	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
S51	18.60	25.49	21.55	18.00	36.92	24.54	4.40	10.50	5.89	14.10	27.38	17.82	
52	16.83	23.62	20.70	16.20	33.85	22.88	3.27	9.80	5.40	12.70	23.24	16.81	
53	15.72	13.04	19.02	15.00	29.33	21.19	3.25	7.31	4.88	12.28	20.01	15.69	
54	13.85	13.30	18.07	13.10	31.45	20.18	2.69	9.08	4.66	10.19	23.19	14.80	
55	14.11	15.06	17.48	13.80	35.60	19.52	2.60	9.83	4.37	10.82	26.38	14.11	
56	13.65	10.42	16.62	12.75	27.00	18.44	2.73	7.60	4.04	8.80	18.00	12.63	
57	13.14	21.39	16.37	12.20	26.80	17.95	3.17	8.44	4.39	8.93	18.30	11.60	
58	13.91	24.67	17.02	13.60	33.00	18.80	2.97	10.93	4.64	9.18	13.88	11.97	
59	13.78	23.42	16.86	13.35	28.70	18.25	3.06	9.50	4.66	8.74	10.36	11.54	
60	13.54	24.68	17.59	12.70	33.42	18.84	2.70	11.38	4.53	9.07	23.09	12.34	
61	12.33	20.08	15.64	11.50	25.42	16.94	2.76	9.25	4.05	7.42	17.30	9.92	
62	12.51	19.02	15.22	11.62	23.60	16.51	2.95	8.16	4.07	7.20	14.90	9.20	
63	12.37	17.17	14.41	10.99	21.67	15.41	2.54	6.26	3.52	6.49	11.95	8.46	
H1	11.74	20.02	13.44	11.24	28.74	13.20	2.85	9.41	3.50	6.64	15.97	8.06	
2	10.65	20.27	14.70	9.78	27.10	15.70	2.68	9.44	4.11	5.00	15.96	7.65	
3	10.23	17.10	13.99	9.98	20.54	15.14	2.80	6.28	3.96	4.76	10.56	7.17	
4	10.74	16.95	13.73	10.26	21.08	14.72	2.88	6.56	3.89	5.16	11.76	7.38	
5	10.55	19.67	13.25	9.62	24.50	14.16	2.60	8.56	3.62	5.00	13.56	7.05	
6	9.98	20.02	13.32	9.28	24.90	14.19	2.44	8.64	3.93	4.76	16.34	7.18	
7	8.86	20.27	12.51	8.32	27.12	13.29	2.28	9.28	3.98	4.04	15.92	6.55	
8	9.40	16.77	12.51	8.80	20.86	13.40	2.52	6.20	3.48	3.60	10.60	6.47	
9	9.04	17.70	11.89	8.32	22.20	12.65	2.24	6.20	3.26	3.84	11.40	6.16	
10	8.56	17.24	11.22	7.84	22.40	11.86	1.92	7.32	3.09	3.44	12.00	5.58	
11	8.68	16.48	11.04	8.08	21.92	11.69	2.32	7.12	3.16	3.36	10.72	5.09	
12	8.28	20.32	10.83	8.00	28.32	11.28	2.40	10.72	3.35	2.84	13.28	4.46	
13	8.08	16.36	11.81	7.68	16.88	10.50	2.16	5.76	2.96	2.72	10.96	3.90	
14	9.68	17.88	11.63	7.28	22.00	10.16	平成14年4月1日から 測定停止				2.48	10.20	3.99
15	9.02	20.28	11.38	6.56	23.68	9.98					2.36	12.64	3.99
16	8.20	18.15	10.79	7.04	23.84	10.41					2.16	11.80	3.58
17	8.16	22.38	11.04	7.34	25.38	10.95					2.28	13.08	5.13
18	7.00	11.15	8.04	6.70	15.92	8.78					2.96	6.24	3.76
19	6.50	15.47	8.28	6.46	21.38	9.01					2.68	9.48	3.83
20	5.23	13.77	7.30	5.90	18.86	8.13					2.16	7.76	3.19
21	5.54	16.10	7.13	5.50	22.26	7.72					2.08	9.50	3.08
22	5.34	21.48	6.87	5.50	29.64	5.59					2.02	12.76	3.42
23	5.44	18.02	7.09	5.58	23.98	8.37					2.10	10.70	3.39
24	5.69	13.41	7.38	5.46	19.96	8.13					2.02	7.20	2.90
25	5.51	11.08	6.79	5.84	15.08	7.49					1.72	5.54	2.55
26	5.35	15.69	7.37	5.62	20.70	7.98					1.72	9.23	2.90
27	4.42	15.20	6.25	4.70	21.84	7.36					1.33	8.71	2.33
28	4.55	15.40	6.53	5.08	20.96	7.78	1.51	9.42	2.41				
29	4.31	23.02	7.46	4.80	31.42	9.01	1.13	14.01	2.76				
30	4.09	8.83	5.34	4.12	14.42	5.95	1.16	5.27	1.86				
R1	3.44	6.47	4.51	3.16	10.00	4.85	1.10	4.09	1.65				
2	3.20	17.67	5.13	2.96	22.10	5.47	0.93	10.49	2.12				
3	3.73	16.36	6.61	1.77	19.92	6.72	0.76	8.45	1.98				
4	3.98	17.59	5.28	2.53	25.41	5.28	1.00	10.70	2.46				

(2) 月別変化(令和4年度)

(単位：m)

観測所名	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
R4.4	5.05	4.50	4.78	5.55	3.66	4.48	平成14年4月1日から 測定停止				1.57	1.26	1.46
5	4.82	3.98	4.43	5.67	3.03	4.12					2.00	1.00	1.69
6	5.06	4.49	4.74	5.88	3.57	4.57					2.36	1.81	1.98
7	5.11	4.39	4.70	6.03	3.51	4.47					2.31	1.77	2.00
8	4.86	3.99	4.35	5.79	3.12	4.03					2.39	1.79	2.02
9	4.53	4.14	4.38	5.01	3.45	4.12					2.55	2.00	2.29
10	4.57	4.17	4.38	4.92	3.39	4.02					2.63	2.19	2.43
11	4.80	4.35	4.54	5.10	3.42	4.13					2.48	1.99	2.25
12	12.90	4.48	7.01	17.43	3.51	7.20					6.25	1.00	2.33
R5.1	17.55	6.03	12.50	25.41	3.72	8.85					10.70	1.52	3.52
2	17.59	6.77	10.46	18.87	5.07	9.45					7.97	1.50	4.47
3	6.84	4.58	5.35	6.99	2.58	5.01	3.80	2.95	3.25				

(1) 経年変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 年度	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
S51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59	7.92	16.72	10.63	11.01	25.80	14.98			
60	7.66	18.80	10.71	10.50	31.14	15.17			
61	6.84	14.76	9.83	8.78	23.99	13.36			
62	7.05	13.75	9.70	8.95	20.97	13.00			
63	7.03	11.78	9.09	9.15	18.62	12.18			
H1	7.23	14.99	9.26	9.42	25.94	12.33			
2	6.07	14.99	9.32	7.62	25.80	12.56			
3	6.35	12.23	8.90	7.86	17.88	11.83			
4	6.44	12.00	8.91	8.44	18.34	11.68	9.40	15.72	11.91
5	6.29	14.72	8.65	8.08	24.00	11.33	9.32	21.52	11.45
6	6.26	15.12	8.88	7.88	24.32	11.57	8.72	20.08	11.84
7	5.54	15.23	8.23	7.32	25.34	10.77	8.08	19.60	10.85
8	6.11	12.37	8.31	7.62	18.34	10.89	8.48	15.60	11.19
9	5.56	13.36	7.86	6.88	20.00	10.10	7.84	16.64	10.45
10	5.52	13.48	7.54	6.96	21.04	9.76	6.40	16.16	9.59
11	5.72	12.76	7.69	7.20	20.88	10.18	5.44	13.92	7.66
12	5.52	16.56	7.75	8.00	27.44	10.85	5.92	15.92	8.00
13	5.24	11.00	7.19	7.84	17.04	10.23	5.04	10.32	6.69
14	5.12	13.48	6.99	7.60	22.16	9.83	5.04	11.44	6.33
15	5.84	15.96	8.20	6.80	24.32	9.83	4.64	13.36	6.16
16	6.56	15.56	8.30	7.12	24.08	9.45	4.16	11.04	5.55
17	6.44	16.93	8.56	7.04	27.24	10.38	4.56	15.58	8.30
18	5.68	9.98	7.14	6.82	16.48	8.65	7.12	9.70	7.92
19	5.63	13.68	7.15	6.70	21.88	8.78	7.06	12.40	7.90
20	5.01	11.82	6.52	5.80	19.10	7.83	6.30	10.62	7.50
21	4.82	13.85	6.36	5.70	22.40	7.64	6.06	11.56	7.01
22	5.05	17.25	6.87	5.70	23.82	8.67	5.98	15.30	7.54
23	4.95	13.88	6.47	5.72	22.32	8.13	5.82	11.64	7.18
24	4.70	11.97	6.35	5.64	20.36	7.91	6.20	10.10	7.09
25	4.47	8.85	5.70	5.66	15.36	7.22	5.92	8.12	6.63
26	4.26	12.63	6.02	5.43	22.29	8.26	5.68	11.06	6.75
27	3.75	12.60	5.37	3.75	22.80	6.22	5.10	9.06	5.94
28	4.29	12.15	5.88	4.56	21.81	6.94	5.34	9.36	6.24
29	4.26	18.96	6.74	4.95	21.84	7.03	5.25	14.43	6.88
30	4.29	7.68	5.23	4.44	15.12	5.99	5.22	6.93	5.78
R1	3.39	5.97	4.51	3.63	10.17	5.14	4.71	5.94	5.38
2	2.88	15.18	4.74	3.18	21.66	5.30	4.62	10.62	5.76
3	2.46	12.24	4.70	3.39	20.88	6.44	4.20	9.36	5.88
4	2.49	15.63	4.44	3.09	24.81	5.39	4.02	10.08	5.42

(2) 月別変化(令和4年度)

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 月	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R4.4	4.56	2.82	3.94	5.13	3.84	4.58	6.00	4.44	5.23
5	4.53	2.49	3.60	5.04	3.09	4.20	5.43	4.08	4.86
6	4.71	3.12	3.99	5.25	3.84	4.60	5.64	4.47	5.08
7	4.77	3.27	4.02	5.34	3.96	4.67	5.73	4.56	5.15
8	4.41	2.76	3.66	5.13	3.54	4.29	5.52	4.05	4.85
9	4.29	2.94	3.72	5.04	3.48	4.32	5.37	4.17	4.84
10	4.38	2.73	3.62	4.83	3.42	4.22	5.31	4.38	4.87
11	4.50	2.85	4.19	5.43	3.81	4.71	5.49	4.23	4.90
12	10.50	2.82	5.43	18.63	3.63	7.12	7.80	4.02	5.70
R5.1	15.63	2.88	5.84	24.81	3.12	8.48	10.08	4.53	6.14
2	14.01	4.29	7.25	19.50	4.68	8.94	9.84	5.85	7.60
3	5.52	2.97	4.22	6.30	3.69	4.77	6.81	4.50	5.62

2-3 水準点の変動状況

水準点番号	所在地	目 標								
			S23~S36	S36~S46	S46~S49	S49~S50	S50~S51	S51~S52	S52~S53	
008-404	石 盛 町	上 森 田 バ ス 停 前								
008-405	八 重 巻 東 町	福 井 銀 行 森 田 支 店 前								
900	下 森 田 桜 町	小 武 寛 士 宅 前	-29.3	-82.5	-33.7	-3.9	-2.8	-12.1	+4.2	
901	高 木 町	JA 福 井 市 中 藤 島 支 店		-74.9	-36.9	-6.9	-0.3	-9.2	+1.4	
902	文 京 1 丁 目	三 井 住 友 銀 行 福 井 寮 前	-77.1	-136.9	-49.2	-7.1	+3.1	-11.3	+3.3	
131	文 京 2 丁 目	明 道 中 学 校								
交5258	松 本 2 丁 目	簸 川 神 社	-102.4	-114.4		-7.9	+3.4	-11.3	+1.4	
132	松 本 4 丁 目	尾 上 公 園								
008-410	大 手 3 丁 目	中 山 酒 店 前					+4.4	-11.0	+0.7	
903	大 手 3 丁 目	中 央 公 園		-228.7	-93.8	-15.8	+3.8	-15.2	-6.0	
福井原標	大 手 3 丁 目	福 井 県 庁								
* 008-411	毛 矢 1 丁 目	内 山 文 長 宅 前					+3.8	-6.9	+2.4	
* 904	西 木 田 1 丁 目	毛 矢 公 園		-677.5		-24.3	+3.7	-11.2	-1.9	
* 008-412	み の り 1 丁 目	松 井 メ ガ ネ 前					+0.3	-4.4	+0.3	
* 125	月 見 2 丁 目	自 動 車 排 ガ ス 観 測 局								
* 905	花 堂 北 2 丁 目	秘 鍵 寺		-6.0	-30.4	+4.2	+2.6	+1.6	+4.0	
* 008-413	花 堂 中 1 丁 目	花 堂 交 番 前					+1.2	-12.7	-1.7	
* 906	下 荒 井 町	八 幡 神 社	-116.1	-409.9	-254.2	-24.4	-6.4	-23.6	-8.4	
* 40	下 荒 井 町	下 荒 井 観 測 所						-31	-11	
008-415	今 市 町	ホ ク コ ン 駐 車 場 前					-9.2	-26.1	-10.1	
008-416	今 市 町	清 水 カ ー セ ン タ ー 前					+4.8	-8.4	-1.5	
907	今 市 町	稲 荷 神 社		-34.8	-54.7	-3.1	+7.0	-3.4	-0.8	
008-417	真 木 町	福 井 信 用 金 庫 麻 生 津 支 店 前						-11.6	-3.3	
008-418	浅 水 三 ヶ 町	安 川 自 動 車 前					-4.7	-15.6	-5.1	
908	下 江 尻 町	田 島 泰 宅 前				-5.3	+9.0	-1.2	+0.8	
3246	砂 子 田 町	九 頭 竜 川 堤 防					-13.8	-29.7	-3.6	
42	昭 和 新 町	白 山 神 社 跡							+10.0	
3247	布 施 田 町	布 施 田 橋 左 岸 橋 詰					-1.9	-21.9	+1.2	
43	三 宅 町	白 山 神 社							+16.0	
3248	江 上 町	金 劔 神 社					+2.2	-9.7	+5.1	
3249	田 ノ 谷 町	大 安 寺 公 民 館 記 念 碑				-14.1	-0.7	-10.8	-1.8	
3250	地 蔵 堂 町	明 治 橋 左 岸 橋 詰				-15.0	+0.6	-12.1	-1.4	
3250	深 谷 町	廣 部 硬 器 前								
3251	文 京 6 丁 目	川 田 公 園				-16.4	+0.6	-15.3	-0.5	
15	乾 徳 2 丁 目	乾 公 園					+4.4	-17.6	-8.3	
15-1	乾 徳 2 丁 目	裁 判 所 官 舎								
130	花 月 1 丁 目	西 公 園								
13	天 池 町	森 田 ・ 金 津 線 交 差 点					-4	-17	-3	
113	灯 明 寺 2 丁 目	灯 明 寺 公 園								
14	新 田 塚 町	新 田 塚 公 園					+2	-10	-2	
100-1	文 京 3 丁 目	春 山 観 測 所								
109	照 手 2 丁 目	照 手 公 園								
19	足 羽 2 丁 目	千 年 緑 地					+0	-16	-7	
44	足 羽 1 丁 目	緑 公 園								
117	順 化 2 丁 目	錦 公 園								
16	光 陽 4 丁 目	光 陽 中 学 校					-5	-22	-8	
108	菅 谷 2 丁 目	三 条 公 園								
119	学 園 2 丁 目	湊 観 測 所								
118	八 ツ 島 町	藤 島 中 学 校								
20	高 木 町	中 藤 小 学 校					-2	-6	+2	
21	大 和 田 町	大 和 田 神 社					-10	-8	+1	
22	北 野 上 町	天 満 神 社					-5	+0	+4	
5256	上 中 町	野 村 正 行 宅 前				-1	+0	-3	+4	
5257	新 保 1 丁 目	片 岡 食 品 店 南 側				-1	-2	-7	+4	

(単位:mm)

変動量											累 沈 下 量	積 高 (m)
S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24	H24~H28		
								-5.2	-1.3	1	-5.4	8.1338
								-4.1	-0.1	3	-1.7	7.6475
+5.5	-2.5	-8.2	-5.6	-10.0	-5.0	+0.7	-0.6	-5.5	-1.1	1	-191.5	8.3758
+5.3	-4.3	-9.5	-5.3	-4.6	-4.1	-1.9	+0.9	-6.0	+0.1	-2	-157.8	8.1477
+6.4	-6.4	-15.1	-4.2	-3.3	-2.1	+1.5	+3.2	-5.0	-1.6	1	-300.4	7.2444
								設 置	-1.0	-3	-4.0	6.6530
+4.0	-5.0	-13.0	-4.1	-3.9	-6.7	-2.3	+3.6	-6.7	+1.3	1	-263.4	8.1120
								設 置	-3.0	-5	-8.0	7.597
+0.2	-14.8	-17.0	-5.1	-19.6	亡 失					0	-62.2	-
+0.0	-18.8	-16.8	-4.4	-11.0	-7.8	+0.0	+4.0	-8.4	+3.0	1	-415.1	9.3518
			-9	-6	-4	+2	+2	-8	-8	0	-31.0	11.3960
+3.0	-2.8	-12.9	亡 失							0	-13.4	-
+1.7	-4.6	-19.8	-5.7	-10.4	-0.7	+3.5	+9.5	-9.0	+2.7	2	-742.1	7.6222
-4.6	+0.4	-14.1	-4.2	-4.0	亡 失					0	-30.3	-
					設 置	+1	-2	-3	-3	-1	-7.5	9.2859
-0.7	+6.9	-3.5	-1.6	-0.2	-0.4	+1.2	+1.2	-1.4	-0.2	1	-21.7	9.0335
+2.2	-1.7	-12.8	改 埋	改 埋	-1.5	-0.6	+1.2	-9.5	-3.3	-1	-40.6	8.1125
+1.8	-2.6	-14.5	-2.2	-3.6	-3.0	+2.3	+2.0	-2.4	-1.3	-2	-868.5	7.7702
+3	-6	-22	-6	-7	-6	-1	+0	-5	-5	-6	-103.0	8.374
事 故	事 故	-27.7	-8.3	改 埋	+1.3	+1.3	+1.2	-1.9	-1.8	-12	-93.7	7.7444
+6.5	+2.6	-7.5	亡 失							0	-3.5	-
+5.0	+1.5	-8.2	-3.2	-3.5	-0.3	+2.3	-0.9	-2.7	+2.1	-2	-100.1	9.7856
+0.7	-1.9	-8.8	-9.4	-13.7	+1.3	+0.6	+0.8	亡 失		0	-45.3	-
-6.3	-13.2	-16.7	-16.8	-17.4	-4.3	-5.7	-1.6	-5.9	+0.5	3	-109.7	9.8561
-1.5	-1.2	+1.7	-6.1	-4.2	+3.8	+1.5	+1.5	+0.0	+2.8	4	+5.5	11.0246
-15.0	-15.3	-28.5	-18.7	-10.8	-16.8	-9.8	-6.5	-13.9	+0.2	亡 失	-182.2	-
-7.5	-2.6	-8.0	-7.2	+2.4	-5.7	-1.0	+1.8	-6.5	+7.1	-3	-20.2	3.0564
-3.3	-7.6	-21.2	-11.0	-3.9	-11.1	-3.7	-6.2	-12.3	+3.9	-7	-105.8	7.7545
-1.1	+1.5	-0.7	-4.0	+2.8	-4.6	+0.0	+0.2	-6.3	+6.9	-4	+6.4	11.0867
+3.2	-2.1	-2.2	-7.3	-2.8	-5.7	-7.4	-4.1	-10.4	+2.2	-7	-45.7	6.5343
+1.9	-4.0	-17.4	-7.5	-3.8	-9.8	-4.8	-1.7	-12.8	+1.1	-5	-91.3	6.5617
+1.2	-9.7	-17.4	-9.8	-18.6	-10.1	-4.6	-4.5	亡 失		0	-101.4	-
								移 設	-1.8	-3	-5.0	6.8697
+3.3	-7.5	-15.9	移 設	-6.2	-4.1	+0.7	+4.7	-5.9	+1.1	0	-61.3	6.2703
-0.4	-13.2	-69.7	-36.7	-32.7	-19.7	-12.7	-14.1	-22.9	-4.7	-5	-253.3	5.8160
			設 置	-14	-13	-3	+2	-10	-2	-4	-44.0	6.013
								設 置	-2	-2	-4.0	6.720
+1	-7	-17	改 埋	-21	-6	+1	-2	-8	+1	0	-82.0	7.054
				設 置	-5	+3	-1	-7	+2	0	-8.0	6.533
+1	-1	-11	-12	-10	-5	+5	+1	改 埋	+0	1	-41.0	6.520
			+0	-6	-6	+2	+5	-5	+1	0	-9.0	7.505
			設 置	-11	-8	-2	+5	-8	+1	-1	-24.0	8.096
-4	+4	-27	-2	-6	-2	-4	+13	-6	+2	-4	-59.0	6.826
										設 置		8.613
				設 置	-5	+0	+3	-8	+1	0	-9	8.350
+0	-19	改 埋	-14	-10	-11	-3	-1	-11	-3	-3	-110	6.563
			設 置	-11	-12	-7	-5	-10	-1	-1	-47	6.339
				設 置	-14	-6	+1	-10	-2	-4	-35	6.535
				設 置	-15	+0	+0	-7	+0	0	-22	6.282
+4	-2	改 埋	-10	-6	-13	+3	-1	-6	+0	-1	-38	8.678
+0	-1	-11	-3	-2	-5	+5	-3	-4	+0	-1	-42	12.793
+2	+6	-9	+1	-2	-3	+8	-5	-3	+1	0	-5	17.751
+3	+2	-6	+2	-3	-2	+9	-3	-3	+2	0	+1	14.560
+0	+7	-13	+0	-3	-1	+1	+0	-5	+2	0	-18	10.444

水準点番号	所在地	目 標								
			S23～S36	S36～S46	S46～S49	S49～S50	S50～S51	S51～S52	S52～S53	
111	四ツ井2丁目	県小児療育センター								
129	四ツ井2丁目	県立病院駐車場前								
128	豊島2丁目	東 公 園								
127	北四ツ居3丁目	円 山 小 学 校								
114	高 柳 町	白 山 神 社								
133	高木中央2丁目	高木中央2号公園								
115	大和田町	福井市中央卸売市場								
126	林藤島町	福井産業技術専門学院								
116	開発4丁目	緑ヶ丘公園								
3259	原 目 町	藤岡グラウンド					+1	-3	+3	
3260	河 水 町	岡 保 小 学 校					+5	-3	+4	
3261	荒 木 町	天 満 神 社					+8	+1	+5	
23	御幸2丁目	県立高志高等学校					+4	-12	-8	
106	成和2丁目	成和グラウンド								
24	和田東町	八 幡 神 社					+6	-8	+1	
25	曾万布町	曾万布公民館					+9	-3	+7	
120	問屋町2丁目	問 屋 公 園								
102	若 杉 町	社 北 小 学 校								
112	加茂河原4丁目	熊 野 公 園								
17	福 新 町	福井県教育研究所					-2	-15	+0	
*	101	月見4丁目	山 奥 公 園							
18	種 池 町	社 南 小 学 校					+1	-6	-2	
121	合 谷 町	福井県消防学校								
122	南 居 町	県道真栗花堂線歩道								
123	三尾野町	防 火 水 槽 横								
124	中 野 町	麻生津西保育園								
*	103	江 守 中 町	江 守 神 社							
*	104	西 谷 2 丁 目	西 谷 南 公 園							
*	105	大 島 町	大 島 グ ラ ウ ン ド							
*	26	春 日 3 丁 目	県建設技術センター				+6	-9	-1	
*	26-1	木 田 1 丁 目	木 田 観 測 所					-13	-1	
*	27	下 馬 1 丁 目	春 日 神 社				+5	-6	+3	
*	28	小 稲 津 町	光 福 寺				+5	-2	+1	
*	29	稲 津 町	白 山 神 社				+6	+0	+1	
*	30	羽 水 1 丁 目	県立羽水高等学校				+6	-5	+5	
*	107	下 六 条 町	福井県産業会館							
*	31	大 町	白 山 神 社				+2	-8	-1	
*	110	江 端 町	向 田 公 園							
*	32	下 六 条 町	八 幡 神 社				+5	-7	-3	
*	33	下 細 江 町	白 山 神 社				+8	-1	+2	
*	34	稲 津 町	足 羽 第 一 中 学 校				+6	-2	+4	
*	35	下 河 北 町	白 山 神 社				+5	-8	-4	
*	36	上 河 北 町	白 山 神 社				+5	-3	+1	
*	37	上 細 江 町	栗 島 神 社				+5	-2	+1	
3270	徳 光 町	八 幡 神 社					+5	+0	+1	
3271	太 田 町	江 前 秀 夫 宅 前					+2	+0	+1	
3272	半 田 町	J R 大 土 呂 駅					-1	-9	-5	

(資料)国土地理院、福井県環境政策課、福井市環境廃棄物対策課

(注1)*印は福井県地盤沈下対策要綱に基づく対象地域

(注2)観測の基準日は各年10月1日

(単位:mm)

変動量											累 積 沈 下	積 量	標 高 (m)
S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24	H24~H28			
			設置	-3	-2	+6	+0	亡失		0	+1	-	
							設置	-8	-2	0	-10	9.747	
							設置	-9	改埋	-3	-12	8.633	
						設置	-3	-10	-1	-1	-15	9.871	
				設置	-10	-4	-8	亡失		0	-22	-	
								設置	+0	-1	-1	8.508	
				設置	-9	-2	-1	-6	+2	-1	-17	11.292	
						設置	-10	-8	-3	-1	-22	13.346	
				設置	-8	+0	+0	-6	+1	0	-13	8.381	
+1	+2	-12	+5	-3	-3	+5	-1	-4	+3	0	-6	11.030	
+0	+2	-11	+1	-2	-5	+7	+1	-5	+3	2	-1	11.943	
-1	+6	-5	+3	-1	-2	+4	+2	-3	+3	2	+22	14.594	
+6	-5	-19	-4	-6	-4	+4	-3	-5	-25	0	-77	8.786	
			-5	-8	-6	+2	+1	-5	+1	-1	-21	9.971	
+5	+2	-20	-1	改埋	-1	+3	+1	-4	+1	0	-15	10.952	
-3	+8	-13	改埋	-3	+0	+3	+4	-3	+2	1	+9	12.112	
				設置	-7	+5	+2	-6	+4	1	-1	9.891	
			-10	-14	-7	-2	-1	-8	-4	-2	-48	6.853	
			設置	-5	-3	+3	+3	-4	+0	1	-5	11.330	
+4	-4	-16	-10	-10	-4	-1	+0	-8	-3	-1	-70	6.345	
			-16	-16	-10	-13	-4	-10	-3	-2	-74	6.453	
+2	-7	-6	-6	-11	-5	-4	-1	-29	-8	-2	-84	7.231	
				設置	-3	-3	-1	-3	-1	-1	-12	7.847	
				設置	-30	-21	-10	-8	-5	-4	-78	8.531	
				設置	-12	-15	-4	-8	-5	-4	-48	8.946	
				設置	-4	-3	+0	-4	+1	-2	-12	9.192	
			-5	-10	+0	-3	+4	-2	-1	-2	-19	7.820	
			-7	-14	-2	-5	+2	-6	-5	-1	-38	6.962	
			-5	-7	-1	+0	+1	-4	+0	0	-16	7.279	
+4	-3	-18	-5	-8	-8	+4	+3	-11	-7	-7	-60	8.703	
+2	-2	-22	-2	-7	+0	+8	+6	-6	+1	0	-36	8.349	
+2	+2	-17	+1	-10	-8	+0	+7	-5	+2	0	-24	10.410	
+0	+3	-11	+0	+0	-5	+1	+3	-2	+1	0	-6	11.892	
-3	+5	-6	-1	-2	+0	+4	+1	-4	+2	2	+5	14.119	
+1	-6	-11	改埋	-14	-8	+1	+0	-9	+0	-2	-42	9.079	
			-19	-20	-12	-6	+2	-9	-1	-4	-69	9.723	
+2	-1	-13	-2	-6	-3	-1	+2	-3	+0	1	-31	8.288	
			設置	-11	-7	+2	-1	-4	-1	1	-21	7.689	
+2	+1	-15	-5	-10	-12	-4	-3	-6	-6	-2	-65	9.271	
-1	+6	-3	-1	-3	-8	+3	+1	-1	+1	2	+5	11.410	
-2	+4	-10	-8	改埋	-17	+1	+1	-4	+2	0	-25	13.019	
改埋	-6	-12	+0	-4	-3	+2	+2	-2	+0	-8	-38	8.486	
+4	+4	-4	+0	-2	-3	+3	+3	-2	+1	1	+8	10.457	
+1	+5	-3	+0	-4	-4	+1	+3	-2	+2	0	+3	12.586	
+2	+5	-8	+0	-2	-1	-1	-1	-2	+1	-1	-2	12.182	
+3	+4	-5	+0	-3	+2	+1	+1	-1	+2	1	+8	10.914	
+4	-6	-8	-3	-5	+1	事故	-10	-9	+1	-11	-61	9.402	

3 土壌汚染に係る環境基準等

(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
1，2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。
1，1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。
1，2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。
1，1，1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
1，1，2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
1，3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
1，4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。

(2) 土壤汚染対策法に定める特定有害物質と区域の指定に係る基準

特定有害物質 (法第2条第1項)		土壤汚染対策法の指定基準 (法第6条第1項)	
		〈直接摂取によるリスク〉	〈地下水等の摂取によるリスク〉
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.1mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 45mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアン化合物	土壤 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
	うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
	ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	P C B	—	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと

4 土壌汚染対策法に基づく区域指定

(1) 形質変更時要届出区域

(令和5年3月31日現在)

指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
H18.11.1	福井市坂下町7字 ほかの一部	5,393	第3条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
H27.10.19 一部解除 H31.2.28	福井市文京4丁目 2301-1の一部、 2301-2の一部、 2302-1の一部、 2302-2の一部、 2303の一部、 2327の一部	400	第3条	砒素及びその化合物
H27.11.18	福井市松本1丁目 239番	312.97	第3条	ふっ素及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物
H28.7.27	福井市花堂東1丁目 101番の一部	400	第14条	鉛及びその化合物

(2) 要措置区域

R5.3.13	福井市山奥町54 字4番の一部	151.67	第3条	テトラクロロエチレン
---------	--------------------	--------	-----	------------

第5部 騒音・振動関係資料

1 環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準

① 一般地域（道路に面する地域以外の地域）（単位：dB、等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
AA	50	40
A	55	45
B	55	45
C	60	50

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第1種・第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

② 道路に面する地域の環境基準（単位：dB、等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

A：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第1種・第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

③ 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例

（単位：dB、等価騒音レベル）

昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
70	65

- (注) 1 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
- 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をいう。
- 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15m、2車線を越える道路にあっては20mまでをいう。

(2) 騒音規制法に定める自動車騒音の限度値

(単位：dB、等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

a 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 騒音規制法に定める特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB(A))

	朝 (AM6~AM8)	昼間 (AM8~PM7)	夕 (PM7~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種区域	4 5	5 0	4 0	4 0
第 2 種区域	5 0	6 0	5 0	4 5
第 3 種区域	6 0	6 5	6 0	5 5
第 4 種区域	6 5	7 0	6 5	6 0

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

(4) 振動規制法に定める道路交通振動の限度値

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田 園 住 居 地 域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 5	6 0
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	7 0	6 5

(5) 振動規制法に定める特定工場に係る振動の規制基準

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田 園 住 居 地 域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 0	5 5
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	6 5	6 0

2 騒音測定結果

(1) 道路に面する地域の騒音調査（令和4年度）

地点番号	路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数 (戸)	環境基準超過戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
				Leq (dB)				
1	一般国道8号	大和田2丁目	新田本町～ 新保町	昼間	71	2	0	100
				夜間	69		0	100
2	一般国道416号線	—	新保町～ 重立町	昼間	—	80	0	100
				夜間	—		0	100
		開発5丁目	二の宮2丁目～ 新保町	昼間	70	65	0	100
				夜間	65		0	100
		大宮2丁目	二の宮5丁目～ 二の宮2丁目	昼間	66	331	0	100
				夜間	61		0	100
		—	八ツ島町～ 二の宮5丁目	昼間	—	75	0	100
				夜間	—		0	100
3	一般県道 淵上志比口線	城東1丁目	勝見3丁目～ 志比口1丁目	昼間	64	551	0	100
				夜間	56		0	100
4	主要地方道 清水美山線	—	太田町～ 脇三ヶ町	昼間	—	389	0	100
				夜間	—		0	100
5	一般県道 篠尾出作線	和田3丁目	和田中町～ 勝見3丁目	昼間	62	411	0	100
				夜間	57		0	100

3 騒音・振動規制法に基づく特定施設届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出

① 特定施設の届出状況

(令和5年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	220	75
(2) 空気圧縮機及び送風機	1,220	215
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	17	5
(4) 織機	5,738	227
(5) 建設用資材製造機械	5	4
(6) 穀物用製粉機	-	-
(7) 木材加工機械	180	74
(8) 抄紙機	1	1
(9) 印刷機械	326	90
(10) 合成樹脂用射出成形機	101	10
(11) 鋳造型機	7	2
計	7,815	703

② 特定建設作業の届出状況

(令和5年3月31日現在)

作業の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) くい打機等を使用する作業	7	11	3
(2) びょう打機を使用する作業	-	-	-
(3) さく岩機を使用する作業	66	69	71
(4) 空気圧縮機を使用する作業	3	4	2
(5) コンクリートプラント等を設けて行う作業	-	-	-
(6) バックホウを使用する作業	15	17	5
(7) トラクターショベルを使用する作業	-	-	-
(8) ブルドーザーを使用する作業	-	-	-
計	91	101	81

(2) 振動規制法に基づく届出

① 特定施設の届出状況

(令和5年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	147	53
(2) 圧縮機	640	160
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	14	3
(4) 織機	2,164	87
(5) コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械等	-	-
(6) 木材加工機械	7	6
(7) 印刷機械	76	27
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	-
(9) 合成樹脂用射出成形機	118	9
(10) 鋳造型機	2	2
計	3,169	347

② 特定建設作業の届出状況

(令和5年3月31日現在)

作業の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) くい打機等を使用する作業	10	11	2
(2) 鋼球を使用する作業	-	-	-
(3) 舗装版破碎機を使用する作業	-	-	-
(4) ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	57	63	63
計	67	74	65

第6部 悪臭・その他関係資料

1 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	規制基準（臭気指数）		
		敷地境界線	気体排出口	排水
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	12	悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法により算出される値	28
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

※規制対象となるのは全ての工場、事業場

(2) 福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
		敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	18	15

※福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場が、規制の対象となる。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

〈臭気指数とは〉

悪臭の規制には「物質濃度規制」と「臭気指数規制」の2つがあり、福井市では臭気指数規制を導入している。臭気指数とは、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもので、においが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率から計算されるため、物質濃度規制よりも実際の被害感覚に即した規制を行うことができる。

2 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況

(1) 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況 (令和4年3月31日現在)

特定施設 \ 用途地域の区分	住居	商業	工業	その他の地域	特定施設数	事業所数
動物等の飼養場において用いる施設	-	-	-	44	44	11
けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
死亡獣畜取扱場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
化製場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
合 計					44	11

(注) ①住居：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域及び田園住居地域
 ②商業：近隣商業地域及び商業地域
 ③工業：準工業地域、工業地域及び工業専用地域

第7部 ダイオキシン類関係資料

1 ダイオキシン類に係る環境基準

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

※pgは1兆分の1g

2 測定結果

(1) 大気測定結果

No.	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)
1	一般地域	豊島 (福井局)	令和4年5月17日～5月24日	0.031
			令和4年8月2日～8月9日	0.017
			令和4年11月8日～11月15日	0.025
			令和5年2月1日～2月8日	0.046
			年平均値	0.030
2	廃棄物焼却施設 周辺地域	安波賀町 (福井県立一 乗朝倉氏遺跡 資料館)	令和4年5月17日～5月24日	0.22
			令和4年8月2日～8月9日	0.14
			令和4年11月8日～11月15日	0.17
			令和5年2月1日～2月8日	0.18
			年平均値	0.18

(2) 河川測定結果（水質・底質）

No.	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度		
					水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	
1	河川	日野川	清水山橋	令和4年11月10日	0.071	0.46	
2		足羽川	水越橋	令和4年11月11日	0.10	0.30	
3		底喰川	西野橋	令和4年11月11日	0.067	0.65	
4		八ヶ川	高江橋	令和4年11月11日	0.085	1.5	
5		馬渡川	末端	令和4年5月18日	0.48	平均値 0.28	0.85
				令和4年11月11日	0.074		
6		荒川	水門	令和4年11月11日	0.31	0.58	
7		天王川	末端	令和4年11月10日	0.11	0.36	
8		狐川	狐橋	令和4年11月10日	0.078	3.4	
9	江端川	江守橋	令和4年11月10日	0.089	0.42		

(3) 地下水測定結果

No.	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)
1	笹谷町	令和4年8月3日	0.044

(4) 土壌測定結果

No.	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
1	廃棄物焼却施設周辺	白滝町	令和4年8月3日	9.5

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設

(令和5年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数
1	鉄鋼業焼結施設	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	3	1
5	廃棄物焼却炉	18	13

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用事業場

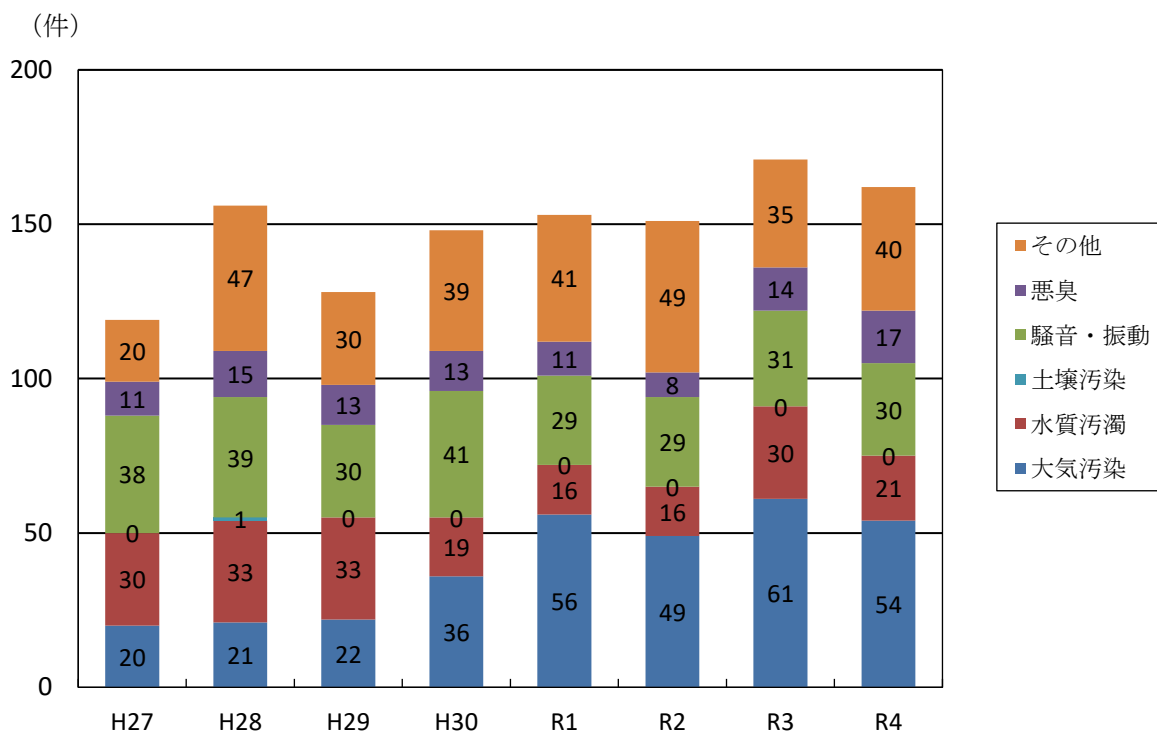
(令和5年3月31日現在)

政令別表第1	施設	工場数
1	パルプ等製造業の漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設	0
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	0
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	0
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	0
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	0
13	亜鉛回収業の精製施設等	0
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	3
16	廃PCB等処理施設	0
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等	0
18	下水道終末処理施設	0
19	工場・事業場からの排水処理施設	0

第8部 公害苦情関係資料

1 公害苦情の種類別発生件数の推移

公害の種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
												件数
大気汚染	21	39	36	20	21	22	36	56	49	61	54	33.3
水質汚濁	25	31	23	30	33	33	19	16	16	30	21	13.0
土壌汚染	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
騒音	19	31	30	32	38	27	37	27	24	29	30	18.5
振動	4	4	3	6	1	3	4	2	5	2	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	15	18	15	11	15	13	13	11	8	14	17	10.5
その他	7	10	19	20	47	30	39	41	49	35	40	24.7
計	91	133	126	119	156	128	148	153	151	171	162	100



2 公害苦情の種類別・発生源別件数

(令和4年度)

公害の種類 発生源		典型7公害						典型7公害小計	典型7公害以外	計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下				悪臭
会社・事業所	農業、林業	4	0	0	0	0	0	1	5	0	5
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
	建設業	5	5	0	9	0	0	0	19	5	24
	製造業	4	1	0	1	0	0	4	10	0	10
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	1	0	0	1	3	0	3
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0	4	0	1	0	0	0	5	0	5
	卸売業、小売業	0	0	0	4	0	0	0	4	0	4
	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、 専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	1	0	0	2	3	0	3
	生活関連サービス業、 娯楽業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	教育・学習支援業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	医療、福祉	0	1	0	3	0	0	0	4	0	4
	複合サービス業	0	1	0	0	0	0	1	2	0	2
	サービス業 (他に分類されないもの)	1	2	0	6	0	0	2	11	1	12
	公務 (他に分類されないもの)	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2
分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会社・事業所 小計	15	15	0	28	0	0	13	71	7	78	
個人	30	0	0	0	0	0	1	31	3	34	
その他	2	2	0	0	0	0	1	5	0	5	
不明	7	4	0	2	0	0	2	15	30	45	
計	54	21	0	30	0	0	17	122	40	162	

第9部 産業廃棄物関係資料

1 産業廃棄物処理業許可件数

(令和5年3月31日現在)

許可区分	収集運搬 (積替保管あり)	中間処理	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	47	46	1	1	95
特別管理産業廃棄物	6	1	0	1	8
計	53	47	1	2	103

2 産業廃棄物処理施設設置許可件数

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	許可件数	施設の種類	許可件数
汚泥の脱水施設	2	コンクリート固形化施設	0
汚泥の乾燥施設	1	水銀ばい焼施設	0
汚泥の焼却施設	3	廃水銀等の硫化施設	0
廃油の油水分離施設	0	シアン分解施設	0
廃油の焼却施設	5	石綿熔融施設	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	P C B 処理施設	0
廃プラスチック類の破碎施設	6	遮断型最終処分場	0
木くず・がれき類の破碎施設	17	安定型最終処分場	2
廃プラスチック類の焼却施設	3	管理型最終処分場	2
その他の焼却施設	5	計	46

3 不適正事案対応件数

(令和5年3月31日現在)

区分	対応件数
不法投棄	46
野外焼却	54
計	100

※一般廃棄物を含む